

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

愛知大学大学院法務研究科法務専攻

令和2年6月

愛 知 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育の理念及び目標	3
第2章	教育内容	7
第3章	教育方法	21
第4章	成績評価及び修了認定	28
第5章	教育内容等の改善措置	40
第6章	入学者選抜等	45
第7章	学生の支援体制	56
第8章	教員組織	62
第9章	管理運営等	76
第10章	施設、設備及び図書館等	81
第11章	自己点検及び評価等	85

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

愛知大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地 愛知県名古屋市

(3) 学生数及び教員数（令和2年5月1日現在）

学生数：28人

教員数：13人（うち実務家教員4人）

2 特徴

愛知大学大学院法務研究科法務専攻（以下、当法科大学院という）は、愛知大学建学の精神に基づいて「地域社会に貢献するローヤー」の育成を目標としており、司法試験でも一定の成果を収めてきた。これまでの司法試験合格者は132名にのぼり、累積合格率は64.4%となっている。当法科大学院の修了者は、日常の業務等においてそれぞれの個性を大いに発揮して活躍している者が多く、また弁護士会活動などの社会的活動においても精力的な活動を行い、社会に貢献している者も多い。

当法科大学院の現時点における特徴をまとめると、以下のとおりである。

第1は、学生の入学定員20名に対し専任教員13名という体制で、充実した少人数教育が行われているという点である。教員は、学生指導に非常に熱心に取り組んでおり、教員と学生の関係が非常に近く、親密なことが特徴となっている。学生は、授業終了後の教室、メール、研究室来訪等、あらゆる方法で積極的に教員に対し質問をしており、教員は熱心にこれに答えている。また、教員は、1人1人の学生を掌に置き、それぞれの個別事情に応じた個別指導を行うことが可能となっている。教員間の情報交換も活発に行われており、学生の状況に応じた指導の工夫・改善に関する教員間の意見交換も、科目ごとに、あるいは科目の枠を超えて、日常的に行われている。全専任教員の参加する教授会、FD協議会においても、教育指導の改善に関する議論が頻繁に行われている。

第2は、修了生が法曹として必要とされる十分な力を身につけられるよう、教育内容と方法を工夫していることである。すなわち、当法科大学院では、基礎の理解を重視するとともに、修了時には十分な应用能力も学生が身につけられるよう、段階的発展的教育プログラムを構築している。1年次においては、主要な法律基本科目について、初めて学ぶ学生にとっても基礎が分かりやすく

理解できるよう配慮された教育が行われている。そして、2年次以降は演習が中心となり、徹底した双方向・多方向の授業により、具体的な事案を解決する能力、応用能力を涵養するようにしている。3年次においては、総合演習も取り入れ、全般的な最後の総仕上げが行われる。この一連の教育課程を通じて、学生は基礎をしっかりと身につけ、多彩な法的紛争を自らの力で解決することのできる発展的応用能力を身につけることが期待されている。

第3は、学習環境においても、学生が学習しやすい環境が整備されていることである。法科大学院の図書室は年中無休で24時間利用が可能であり、その中に学生1人あたり1席の専用キャレルデスクが用意されている。このため、学生は、キャレルデスクで自習しているときに必要が生ずれば、すぐに法科大学院図書室の蔵書を手元にとって利用することができる。また、学生には1人1台、学習に必要なソフトがインストールされた専用のノートパソコンが貸与されている。有線LAN、無線LANによって、学内のどこからでもインターネットに接続できる環境が整備されており、種々のデータベースにアクセスすることも容易である。また、すべての教職員・学生にメールアドレスが割り振られ、瞬時に連絡可能な環境が整備されている。このため、メールを利用した学生の教員に対する質問も頻繁に行われている。学生が自主ゼミを行うために必要な教室も、十分に確保されている。大人数の場合は、ゼミ室、講義室等を予約することができ、少人数の場合は、予約なくミーティングルームを利用することもできる。

第4は、外部の法律事務所と連携して臨床実務に関する教育も活発に行っていることである。学生は、同法律事務所の無料法律相談に立ち会うことができ、一部の授業科目では無料法律相談の立ち会いが必須の履修内容とされている。また、同法律事務所の受任する適切な事件があれば、学生もこれに加わって、同法律事務所所属弁護士の指導の下で実際に実務を学ぶ研修をすることもできる。その他、愛知県弁護士会の協力も得ながら、「臨床実務」の講義やエクスターンシップ、「消費者救済法」「ローヤリング」の講義など、理論と実務を架橋するカリキュラムが豊富に用意されている。

Ⅱ 目的

【当法科大学院の教育理念及び目標】

愛知大学の建学の精神は、①世界文化と平和への貢献（平和主義）、②国際的視野を持った教養人の養成（国際化）、③学問、文化の地域貢献（地域社会への貢献）、④多様な学生の受け入れ（生涯学習社会への対応）に要約される。当法科大学院は、この建学の精神に則って、社会から求められ、社会に貢献する法曹を養成し、社会に送り出すことを目標としている。

【当法科大学院が養成しようとする法曹像】

当法科大学院が養成しようとする法曹像は、①地域社会に貢献するローヤー、②ホーム・ローヤー、③ビジネス・ローヤーである。その内容は、以下のとおりである。

（１）地域社会に貢献するローヤーの養成

愛知大学設立趣意書（建学の精神）は、それまで中部日本には法文科系の大学が存在しなかったことから、その設立を求める声が強くあげられたので、この地方の要望に応えることが本学設立の「特殊ノ意義」であるとしている。つまり、本学は中部地方の文化に貢献し、有為なる人材を養成すること、すなわち「地域貢献」が建学の精神の重要な柱となっている。したがって、愛知大学法科大学院としても、修了生の活動を通じて質の高い法的サービスをこの地域に提供することがその重要な使命であると考えている。

（２）ホーム・ローヤーの養成

21 世紀における法曹は、市民にとって利用しやすい「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべきことが期待されており、市民生活から生じる法的諸問題について、身近で必要な法的サービスを提供しなければならない。たとえば、離婚、家庭内暴力、相続などの家事事件をはじめ、交通事故、消費者問題、高齢者問題など、日常生活から生じる様々な民事上の諸問題のほか、刑事事件や少年法関係の問題など、市民が多様な相談を気楽に持ち込み、安心して依頼できる、ホーム・ローヤーとしての法曹を養成する。

（３）ビジネス・ローヤーの養成

21 世紀は、グローバル化が進行し、企業の活動領域も一段と拡大している。このような中で、企業活動に関連して生じる複雑で多岐にわたる法律問題を専門知識に基づいて適切に処理し、国際的な場でも活躍することのできる法曹を養成することは極めて重要である。当法科大学院は、企業内において、あるいは企業と連携して、これらの諸問題に取り組み、成果をあげ得る法曹を養成する。

【当法科大学院が目指す法曹の資質】

当法科大学院では、以下のような資質を備えた法曹を養成することを目指している。

（１）専門的な法的知識の修得

法曹には、まず専門的な法的知識の修得が不可欠である。この場合の専門的な法的知識とは、基本法に関する法的知識にとどまらず、基本法から派生・展開する法分野や先端的な法分野における一定の法的知識の修得も含まれる。そして、基礎法学の素養、隣接諸科学の知識もあわせて修得する。

（２）法的思考力、法的分析力、法的表現能力、法的交渉能力などの養成

法的知識だけでは、法曹として決して十分ではない。法的知識を駆使しながら、問題となっている事実関係を的確に分析し、どのようにして法的紛争を解決するのかを思考し、それを論述したり、相手と交渉したりする能力を身につける必要がある。また、ある場合には現状を批判的に検討し、創造する能力も必要となる。当法科大学院では、こうした諸能力の育成に努めたい。

（３）豊かな人間性と鋭い人権感覚の涵養

法的知識に習熟し、かつ法的諸能力に優れていても、「法の支配」の担い手である法曹に豊かな人間性と鋭い人権感覚が欠けるならば、それは愛知大学の目指す法曹とはほど遠いものになるだろう。プロフェSSIONALとしての責任感や倫理観、更には社会に貢献するという自覚の涵養を図る。

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

当法科大学院は、司法試験、司法修習と連携した法曹養成教育を目的とする専門職大学院である。その教育理念は、

1. 「法の支配」の理念を実現する
2. 「国民の社会生活上の医師」としての役割を果たす

という2点に集約される。ここにいう「法の支配」とは、法で権力を抑制することにより国民の権利・自由の擁護を狙いとする原理であり、法の担い手である法曹には不可欠な理念である。また、「国民の社会生活上の医師」とは、日常のさまざまな法律問題に関して身近に相談を受け、的確な助言、助力を与えられる法曹の姿を表わしたものであり、次世代の法曹の果たすべき重要な役割のひとつといえる。【解釈指針1-1-1-1】

上記の理念を実現するために、専門的な法知識はもちろん、問題となる事案の事実関係を的確に分析し、法的解決方法を提示するために必要な思考力と表現能力、他者との交渉能力、プロフェッショナルとしての責任感や倫理観などの資質を備えた法曹の育成が必要であると考えている。具体的には、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という使命に基づき、法の支配の担い手として質の高いサービスを地域に提供する「地域社会に貢献するローヤー」の養成を目指している。このようなローヤーとしては、主として以下のようなタイプのローヤーを想定している。

1. 地域社会に貢献するホーム・ローヤー

市民生活から生じる法的諸問題に関して、身近で必要とされる法的サービスを提供する社会生活上の医師としてのローヤー

2. 地域社会に貢献するビジネス・ローヤー

グローバル化に対応して領域を拡大する企業活動に関連して生じる複雑多岐な国際的・国内的な法律問題について、専門的に適切なサービスを提供するローヤー

以上のように、当法科大学院の教育の理念及び目標が、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合している、といえる。

以上の教育の理念・目的については、当法科大学院のパンフレット、ホームページ、ガイドブックで明確に示されている。したがって、当法科大学院の教育の理念及び目標は、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されている。【解釈指針1-1-1-2】

基準 1－1－2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

（基準 1－1－2に係る状況）

当法科大学院の司法試験の累積合格率は 64.39%と、法科大学院の中で上位を維持している。今日まで 132 人の新司法試験合格者を輩出しており、有為な人材を地域社会に送り出してきた。当法科大学院の修了生で司法試験に合格した者のほとんどは、司法修習を終え、法曹として社会で活動しており、弁護士となった修了生の大半は、地域社会に貢献するホーム・ローヤー、地域社会に貢献するビジネス・ローヤーの道を歩んでいる。【解釈指針 1－1－2－1】

当法科大学院の司法試験合格率は、2007 年、2011 年と 2018～2019 年に全国平均を下回ったものの、それ以外の年はすべて全国平均を上回っている。「5 年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合が全国平均の割合の 2 分の 1 に満たない年度が、評価を実施する年度を含めて 3 回以上あること」にも、「5 年の評価期間中に実施される司法試験について、評価を実施する年度の前年度の末までの 5 年間に当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の 2 分の 1 に満たないこと」にも該当しない。

【解釈指針 1－1－2－2（1）～（2）】

5 年の（前回）評価期間中に当法科大学院を修了して 5 年が経過する者に対する司法試験に合格した者の割合は、63.52%であり、7 割には届いていない（2005 年度から 2011 年度までの修了生 159 名、そのうち司法試験合格者 101 名）。【解釈指針 1－1－2－3】

《資料 当法科大学院の修了者数》

修了年度	修了者数
2005（平成 17）年度	19 名
2006（平成 18）年度	26 名
2007（平成 19）年度	24 名
2008（平成 20）年度	27 名
2009（平成 21）年度	24 名
2010（平成 22）年度	20 名
2011（平成 23）年度	19 名
2012（平成 24）年度	14 名
2013（平成 25）年度	13 名
2014（平成 26）年度	5 名
2015（平成 27）年度	4 名
2016（平成 28）年度	6 名
2017（平成 29）年度	3 名
2018（平成 30）年度	3 名
2019（令和元）年度	5 名

《資料 当法科大学院の司法試験合格者数》

司法試験実施年	司法試験合格者数
2006（平成 18）年	13 名
2007（平成 19）年	7 名
2008（平成 20）年	16 名
2009（平成 21）年	20 名
2010（平成 22）年	14 名
2011（平成 23）年	8 名
2012（平成 24）年	14 名
2013（平成 25）年	12 名
2014（平成 26）年	7 名
2015（平成 27）年	8 名
2016（平成 28）年	4 名
2017（平成 29）年	4 名
2018（平成 30）年	3 名
2019（令和元）年	2 名

当法科大学院の原級留置者及び退学者等は決して少なくはないが、これは、単位の認定が厳格に行われており、進級・修了の判定が適切に行われている結果である。当法科大学院では、各教員が各科目ごとに単位を取得するために必要な最低限の到達ラインを定めており、これに到達しなかった者は単位を取得することができない。そのため、単位を取得できず進級・修了することができない者が一定数生じるが、こうした者に対するケアも、学生面談の実施、補習・補講の実施等、きめ細かく実施している。

なお、司法試験に合格できなかった者や退学者の中には、当法科大学院での教育の成果を生かして、公務員等として働いている者も少なくない。【解釈指針1－1－2－1】

以上のように、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況（企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況を含む。以下同じ。）に基づき、学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）その他必要な事項を勘案して判断すると、当法科大学院の教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて達成されているといえる。

2 特長及び課題等

1 特長

当法科大学院の司法試験合格率は、2007年、2011年と2018年、2019年に全国平均を下回ったものの、それ以外の年はすべて全国平均を上回っている。特に、2006年、2008年、2009年、2012年、2013年、2015年、2017年の司法試験合格率は全国有数のレベルであり、累積合格率においても64.39%と、上位を維持している。今日まで132人の新司法試験合格者を輩出しており、当法科大学院は、法科大学院の最大の使命の一つである、有為な人材を地域社会に送り出すという役割を十分に果たしてきた。

当法科大学院の修了生（212名）は、弁護士会、企業、地域社会等で活躍し、業績を上げている者も多い。多くは弁護士になっているが、市民事務所に勤務する者、企業法務に携わる者、企業や官庁等の組織内弁護士として活躍する者等、幅広い分野の活動が行われている。裁判官、検察官に任官した者もいる。この点で、当法科大学院が目標とする、地域社会に貢献するホーム・ローヤー、地域社会に貢献するビジネス・ローヤーの養成という目的は一定程度達成されているといえることができる。

2 課題等

前述したように、これまで4回、司法試験合格率が全国平均を下回ったことがある。その都度、教職員・学生の努力により、教育内容と教育体制の充実・強化・発展が図られ、翌年からは好成績を収めることができているが、引き続き地域社会へ有為な人材を送り出す機能を維持するためにも更なる努力が必要である。

更に、原級留置者、除籍・退学者数は少なくない。これについては、厳格な成績判定の結果ということが原因ではあるものの、一定の反省をせざるを得ない。原級留置者に対しては教員による学習相談のための面談による個別指導を行っているが、更に本人の習熟度を上げるための対策が必要である。

今後の課題としては、司法試験合格率を上げるとともに、原級留置者、除籍・退学者数を減らしていくために、教育力のさらなる強化を図る必要がある。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

当法科大学院では、法理論教育と実務との架橋を実践するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。授業科目の種類として、「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」の4つの科目群がある。

このうち、「法律基本科目」は主として研究者教員が担当し、法曹としての実務に必要な専門的な法知識等の前提となる、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の各分野の基礎的な法知識を身につけることができるようにするとともに、課題・レポート等を通じて、思考力、分析力、表現力等を涵養している。

その際、各科目において、基礎的科目、演習科目、総合演習科目を順番に配置（例えば憲法の場合、1年次に「憲法Ⅰ・Ⅱ」、2年次に「憲法演習」、3年次に「公法総合演習」・「法務総合演習」）するようにし、法学未修者でも無理なく段階を踏んで専門的な法知識や思考力、分析力、表現力を身につけることができるよう配慮している。

そして、法曹としての実務に必要な専門的な知識、分析力、表現力や職業倫理を涵養するために、「実務基礎科目」に実務的な色彩の強い科目を配置し、主として実務家教員が担当している。これらの科目は、理論教育を踏まえた学習が適当であるため、主に高学年次に配置されている。実務基礎科目の中では、「法曹倫理」、「法情報調査」、「民事訴訟実務基礎Ⅰ」及び「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」が必修とされている。

また、「基礎法学・隣接科目」には、「法学の基礎」、「法哲学」、「法制史」、「比較法」、「法律英語」、「法律中国語」及び「政治学」等の科目を配置し、幅広い知識と教養、豊かな人間性と複合的な視野を身につけることができるよう配慮している。

「展開・先端科目」には、「労働法」、「倒産法」、「知的財産法」、「経済法」、「環境法」及び「国際関係法」等の科目を配置し、専門分野における先端的な知識が修得できるようにしている。

以上のように、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。【解釈指針2-1-1-1】

当法科大学院では、飛び級入学を認めたことはあるが、法学既修者として認定したことはない。飛び級入学者が法学既修者として認定されるためには、一般の入学者と同様に、法律科目試験において所定の成績（本学の既修コースを履修できると認められるだけの成績）を収めなければならない。し

たがって、飛び級入学者に対しても、法科大学院教育の段階制と完結性を維持するためのカリキュラムが確立されているといえる。【解釈指針2-1-1-2】

当法科大学院は、他の法科大学院からの転入学を認める制度はあるが、かつてこの制度により転入学した者はいない。なお、他の法科大学院の1年次修了時点での転入学者は、2年次に編入することを原則としている。したがって、転入学に当たっては、一般の既修コース受験者と同じ法律科目試験の受験を必須としており、この試験で所定の成績を収めなければ2年次への編入は認められないことになる。この点において、転入学者に対しても法科大学院教育の段階制と完結性を維持するためのカリキュラムが確立しているといえる。【解釈指針2-1-1-3】

当法科大学院では、1年次に「憲法」、「民法」、「商法」、「民事訴訟法」及び「刑法」の基礎的科目が配置されているほか、法的思考力、文書作成能力を涵養する授業として「法務基礎演習」が配置されており、法学未修者が基礎的知識と法律的思考の基本を身につけることができるよう工夫が施されている。2年次以降は演習科目が中心となり、ケース・メソッドによる双方向・多方向の授業を通じ、法学既修者も1年次を終了した法学未修者も、ともに応用力、事案解決能力を身につけられるように工夫している。このように、当法科大学院では、法学部教育の単なる延長線ではなく、法科大学院独自の完結したカリキュラムで、全ての学生が段階的に法律実務家として必要とされる能力を身につけることができるようにカリキュラムが構築されている。【解釈指針2-1-1-4】

他方、社会人である学生に対する長期履修制度や夜間コースの導入等、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導体制の構築は、今後の課題として残されている。【解釈指針2-1-1-4】

基準 2－1－2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

（基準 2－1－2に係る状況）

共通的到達目標モデル（コアカリキュラム）のある科目については、それに準拠して授業を進めることが教授会で確認されている。当該科目においては、担当教員ごとに、コアカリキュラムで設定されたすべての到達目標について、それぞれ何年次までに達成するのか、授業で直接触れないものについては学生にどのように自習させるのかについて計画を持つことになっており、これが教授会で承認されている。

また、シラバスにおいて、すべての科目について「到達目標」が明記されており、『共通的な到達目標モデル（コアカリキュラム）』を複数部作成し、閲覧に供している。【解釈指針 2－1－2－1】

基準 2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-3 に係る状況)

当法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を実施している。当法科大学院では、そのために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。

当法科大学院は、授業科目の種類として、以下の4つの科目群を配置している。

なお、当法科大学院では、以下の4つの科目区分に該当しない授業科目として、「研究論文指導」が開設されている。【解釈指針 2-1-3-1】

1 法律基本科目

法律基本科目には、まず基礎的科目(講義を中心にしながら適宜双方向も取り入れる)として「憲法Ⅰ～Ⅲ」、「行政法Ⅰ・Ⅱ」、「民法Ⅰ～Ⅷ」、「商法Ⅰ～Ⅲ」、「民事訴訟法Ⅰ～Ⅲ」、「刑法Ⅰ～Ⅲ」、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」があり、演習科目(双方向・多方向で行う)として、「憲法演習」、「行政法演習」、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」、「商法演習」、「民事訴訟法演習」、「刑法演習」、「刑事訴訟法演習」の各科目を開設している。

また、総合科目として、1年次には、法律に関する思考力・文章表現能力の涵養を目的とする「法務基礎演習」を、3年次においては、法律基本科目のまとめの科目として、春学期に「公法総合演習」、「民事法総合演習」、「刑事法総合演習」、秋学期に「法務総合演習」を開設している。【解釈指針 2-1-3-2】

2 実務基礎科目

実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行う科目群として「実務基礎科目」を置き、「法曹倫理」、「民事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」、「刑事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」、「法情報調査」、「臨床実務」、「ローヤリング」、「法文書作成」を開設している。なお、「実務基礎科目」については、理論教育を踏まえた学習が適当であるため、主に高学年次に配置している。【解釈指針 2-1-3-3】

3 基礎法学・隣接科目

社会に生起する様々な問題に関心をもち、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する教育内容を備えた科目群として、「基礎法学・隣

接科目」を置き、「法学の基礎Ⅰ・Ⅱ」、「司法制度論」、「法哲学」、「法制史」、「比較法」、「政治学」、「法情報学」、「法律英語Ⅰ・Ⅱ」、「法律中国語Ⅰ・Ⅱ」、「英米法」を開設している。【解釈指針2-1-3-4】

4 展開・先端科目

社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う科目群として、「展開・先端科目」を開設している。ここで設置されている科目は、①公法関係科目、②民事関係科目、③国際関係科目、④その他の科目に大別される。どのような法曹像を目指すかによって、①、②、③、④を学生が選択し履修することができる。【解釈指針2-1-3-5】

以上のとおり、当法科大学院は、各授業科目について科目区分に従って適切に開設している。

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目は、すべて「法律基本科目」において、開講されている。

「実務基礎科目」において開講されている「民事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」、「刑事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」は、それぞれ法律基本科目の「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」と深い関連を有するものである。「民事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」では、「民事訴訟法」の講義で学んだ知識を前提に、要件事実論及び事実認定の手法を学習し、訴状や答弁書等の実務文書を作成することで、民事訴訟法の適用場面を具体的にイメージできるような授業が展開されている。「刑事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」では、事件記録の教材を使用して、具体的事件の流れに沿って実務を学んでいる。事実認定や証人尋問の方法・技術も学修の対象としており、模擬裁判も実施している。

「展開・先端科目」において開講されている「行政の諸領域と法」及び「特別刑法」等の科目は、それぞれ法律基本科目の行政法、刑法と深い関連を有するものである。「行政の諸領域と法」では、法律基本科目の「行政法」では取り扱わない警察法、公企業法、都市法、環境行政法等の法領域を扱っている。「特別刑法」は、「刑法Ⅰ～Ⅲ」で学習する刑法典上の犯罪以外の、様々な特別法上の処罰規定のうち主要なものを概観し、その内容や規律の特色、法定刑の特徴について、刑事政策的観点を随時視野に入れつつ講述・討議する科目である。

このように、「法律基本科目」に当たる授業科目が、「展開・先端科目」など他の科目区分の授業科目として開設されることがないように十分留意して、授業内容が設定されている。【解釈指針2-1-3-6～9】

基準2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

法律基本科目については、連携法第4条第1号に規定する専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。）を涵養するための教育を行う科目（以下「基礎科目」という。）を履修した後に、同条第2号に規定する応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。）を涵養するための教育を行う科目（以下「応用科目」という。）を履修できるよう段階的・体系的な教育課程とすること、また、他の科目群は、法律基本科目の学修に応じて段階的・体系的に学ぶことができるよう教育課程を編成すること。

（基準2-1-4に係る状況）

当法科大学院においては、下記のように教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目を開設している。この中より学生は108単位を修得することで修了となる。

- （1） 法律基本科目 …………… 科目数；37 科目 単位数；76 単位
- （2） 実務基礎科目 …………… 科目数；10 科目 単位数；20 単位
- （3） 基礎法学・隣接科目 …………… 科目数；14 科目 単位数；28 単位
- （4） 展開・先端科目 …………… 科目数；40 科目 単位数；80 単位

法律基本科目はコモンベシックとなる科目群であり、そのほとんどを必修科目としている。1年次には、基本科目のうち、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法につき、基礎的科目を配置し、各分野の基礎的知識を満遍なく修得できるようなカリキュラム構成をとっている。2年次では行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基礎的科目を配置するとともに、春学期及び秋学期に演習科目を配置し、応用力を身につけることができるようにしている。3年次では、春学期に「公法総合演習」、「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」を、秋学期には「法務総合演習」を配置し、各分野の学習内容を踏まえ事例解決能力を涵養することができるようにしている。

2015年度より親族法・相続法の分野を扱う「民法Ⅷ」も必修科目に入れられた。当法科大学院では、「法律基本科目の基本分野に関する授業科目を選択科目とするなど、法学未修者が履修することなく修了することができるカリキュラム」にはなっていない。【解釈指針2-1-4-1】

実務基礎科目は実務的な色彩の強い科目であり、また理論教育を踏まえた学習が適当であるため、主に高学年次に配置している。実務基礎科目の中でも、法曹倫理を涵養する「法曹倫理」、法令・判例・学説その他法曹として必要な法情報を調査・探索し、整理・分析する能力を身につける「法情報調査」、民事訴訟の裁判実務について基礎的な理解を深める「民事訴訟実務基礎Ⅰ」及び刑事訴訟の裁判実務について基礎的な理解を深める「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」は必修科目である。また、「民事訴訟実務基礎Ⅱ」と「刑事訴訟実務基礎Ⅱ」は選択科目、その他の科目は選択必修科目である。

基礎法学・隣接科目については、幅広い視野と知識、及び豊かな人間性の修得にとって不可欠な科目群であるため、すべてを1年次から履修できる選択必修科目として開設している。

展開・先端科目は、1年次で基本的な科目について履修した後に、その知識を前提に履修することが望ましいことが多いので、そのほとんどの科目は2年次からの選択必修科目として開設している。

以上のようなカリキュラム編成により、当法科大学院の『法の支配』の理念を実現する、『国民の社会生活上の医師』としての役割を果たすという教育理念、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという使命に基づき、法の支配の担い手として質の高いサービスを地域に提供する『地域社会に貢献するローヤー』の養成」という目標を達成することが十分に可能である。

基準2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

(1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

10単位

(2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

(3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

（基準2-1-5に係る状況）

当法科大学院における「法律基本科目」の必修科目の単位数は、以下のとおりである。

①公法系科目…必修14単位

②民事系科目…必修38単位

③刑事系科目…必修16単位

④総合科目……必修4単位【解釈指針2-1-5-2】

①～④の合計は72単位であり、基準2-1-5の法律基本科目の標準単位数である「54単位」を18単位超過している。

もともと、この超過部分18単位のうち10単位分の科目は、法学未修者の1年次に配当されている法律基本科目であり（同基準ただし書の範囲内である）、残りの8単位分については、同基準本文の「8単位増」の範囲内である。

なお、当法科大学院は、「4年を超える標準修業年限」の定めはない。【解釈指針2-1-5-1】

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容）

（基準2-1-6に係る状況）

1 基準2-1-6（1）について

アについては、実務基礎科目に「法曹倫理」（2単位）を3年次春学期に必修科目として開設している。弁護士・裁判官・検察官の倫理に関する諸問題を検討しながら、あるべき法曹の姿を探究することにより、法曹としての生き方を考え、鍛えることを目標としている。弁護士倫理については弁護士である実務家教員（専任）、裁判官倫理については裁判官経験者である公証人、検察官倫理については派遣検察官教員（専任）がそれぞれ担当しており、法曹三者の法曹倫理すべてを考慮した内容が含まれている。【解釈指針2-1-6-2】

イについては、実務基礎科目に「民事訴訟実務基礎Ⅰ」（2単位）を2年次春学期に必修科目として開設し、要件事実と事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業を行っている。

ウについては、実務基礎科目に「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」（2単位）を2年次秋学期に必修科目として開設し、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業を行っている。

2 基準2-1-6（2）について

アについては、実務基礎科目に「民事訴訟実務基礎Ⅱ」（2単位）と「刑事訴訟実務基礎Ⅱ」（2単位）を選択科目として開設している。これらの科目では、車道校舎の法廷教室において、学生を主体とした模擬裁判授業、双方向授業を実施し、裁判実務について理解することを目的としている。

イについては、実務基礎科目に「ローヤリング」（2単位）を選択必修科目として開設している。講義では弁護士が身につけるべき依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の理論と実務を、模擬体験（ロールプレイ）をも取り入れて学び、法律実務の基礎的技能を修得することを目指している。

ウについては、実務基礎科目に選択必修科目として開設されている「臨床実務Ⅰ」（2単位）と「ローヤリング」（2単位）において、弁護士法人久屋総合法律事務所と連携し、弁護士の指導監督のもと、無料法律相談に立会う実習を行っている。なお、正規の授業科目として設定されていないが、同法律事務所が受任した事件で適切なものがあれば、適宜希望する学生を募って、弁護士の指導のもと事件関係者との打ち合わせ、接見や法廷傍聴等に学生を参加させ、事件の解決へ向けての過程を実践的に学ぶという取組も行っている。法曹倫理に関する指導については、「臨床実務Ⅰ」と「ローヤリング」の第1回の授業において、守秘義務を中心に一般的な解説と指導を行っており、実際に無料法律相談に立ち会う直前には、同法律事務所の担当弁護士から具体的かつ詳細な指導を行っている。

エについては、実務基礎科目に「臨床実務Ⅱ」（2単位）を選択必修科目として開設している。学生は、2週間にわたり法律事務所でエクスターンシップを実施し、実際の実務の概要に触れ、理論と実務の架橋を目指している。授業の第1回目には事前講義を実施し、守秘義務等を中心に注意事項を説明したうえでエクスターンシップに臨むこととしている。

オについては、「公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」が開設されていない。

以上の「ローヤリング」、「臨床実務Ⅰ」及び「臨床実務Ⅱ」に加え、実務基礎科目の「法文書作成」（2単位）の中から2単位を選択必修としており、更に「法情報調査」（2単位）が必修科目となっているので、基準2-1-6の（2）に例示された「法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目」で合計4単位が必修又は選択必修とされている。

なお、「民事訴訟実務基礎Ⅱ」及び「刑事訴訟実務基礎Ⅱ」は、2016年度までは選択必修科目として取り扱っていたが、以下に述べる理由から、2016年度入学の法学未修者及び2017年度以降の入学者より、選択科目として取扱うことに学則及び規程を変更した。すなわち、基準2-1-6(2)では、基準2-1-6(1)に掲げる授業科目以外の科目から4単位相当を修得しなければならないとされている。このとき、「民事訴訟実務基礎Ⅱ」及び「刑事訴訟実務基礎Ⅱ」は、基準2-1-6(1)に掲げられた科目（「民事訴訟実務基礎Ⅰ」「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」）と内容的に重複する部分があるので、基準2-1-6(1)の科目に該当する可能性がある。そうすると、学生が「民事訴訟実務基礎Ⅱ」又は「刑事訴訟実務基礎Ⅱ」を選択必修科目として単位取得した場合、基準2-1-6(2)で必要とされる「4単位」を満たさなくなる可能性があるという理由である。

3 基準2-1-6(3)について

「法曹倫理」（必修科目・2単位）として、独立した授業科目として開設している。また、前述の「臨床実務Ⅰ・Ⅱ」及び「ローヤリング」などの授業科目においても、法曹倫理に留意した教育を行っている。

4 基準2-1-6(4)について

アについては、実務基礎科目に「法情報調査」（2単位）を必修科目として開設している。「法情報調査」では第一に、法令、判例、学説等の探索・整理・分析の技法、判例の意義・読み方等、法曹としての最も基礎的な専門的技能を学ぶ。具体的には法情報とは何か、法情報はどこにあり、どのように入手するかという知識を修得し、更に法条文、判例、学説、文献などを実際に調べ入手するという情報処理技術を演習形式で修得する。第二に、ICTの有用性を法律学学習に取り入れることも重要な目的とする。コンピュータ・リテラシーの一つとして、オンライン・データベース及びインターネット上での検索技術を習得し、将来ICTを駆使して実務がこなせる法曹を育成することを目指して講義を進める。【解釈指針2-1-6-3】

イについては、実務基礎科目の「民事訴訟実務基礎Ⅰ」と「刑事訴訟実務基礎Ⅱ」を必修科目として開設し、その中で、訴状、準備書面、起訴状等、実務的な法律文書作成の基本的技能を磨くため、学生が起案した文書を教員が添削するという指導が行われている。【解釈指針2-1-6-3】

また、実務基礎科目に「法文書作成」（2単位）を選択必修科目として開設している。法律実務で必要とされる法文書作成能力を習得することを目的とし法律実務家として求められる最低限の法文書作成能力を習得する。学生は文書作成を行い事前に担当者に提出した上で、講義に臨む。

5 実務家教員と研究者教員の協力について

実務基礎科目の「民事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」、「法情報調査」及び「法文書作成」については、実務家教員だけでなく、研究者教員も担当教員として加わり、両者の共同授業として取り組んでいる。「刑事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」については、実務家教員と研究者教員とが定期的に授業内容を協議している。

当法科大学院では、毎年度、シラバス作成の段階から研究者教員と実務家教員が共同で授業計画・授業内容について検討を行い、講義実施に向け取り組んでいる。また各回の講義においても、研究者教員と実務家教員が講義の進度、学生の理解度等について検討し、共同して授業にあたっている。

「法曹倫理」等の他の実務基礎科目についても、担当の実務家教員が研究者教員と相談して開講科目紹介（シラバス等）2020年度を検討するなど、両者の協同が図られている。【解釈指針2-1-6-1】

基準 2－1－7

基準 2－1－3（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

（基準 2－1－7に係る状況）

当法科大学院では、基礎法学・隣接科目として、「法学の基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「司法制度論」（2単位）、「法哲学」（2単位）、「法制史」（2単位）、「比較法」（2単位）、「政治学」（2単位）、「法情報学」（2単位）、「法律英語Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「法律中国語Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「地域社会と法」（2単位）及び「英米法」の14科目を開設し、そのうち4単位を選択必修科目としている。

基準 2-1-8

基準 2-1-3 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

愛知大学法科大学院が目指している法曹像は、①「地域社会に貢献するローヤー」、②「ホーム・ローヤー」及び③「ビジネス・ローヤー」であり、専門的な法知識はもちろん、問題となる事案の事実関係を的確に分析し、法的紛争を解決するための法的な思考力、表現能力及び交渉能力、そしてプロフェッショナルとしての責任感や倫理観、といった資質を備えた法曹の育成を目指している。こうした法曹を養成するために、展開・先端科目を①公法関係科目、②民事関係科目、③国際関係科目、④その他科目に大別し、①の公法関係科目には 12 科目、②の民事関係科目には 18 科目、③の国際関係科目には 9 科目、④その他科目には「研究論文指導」の 1 科目を配置し、12 単位を選択必修としている。これにより、多様な内容の授業科目が開設されており、学生が多様な分野の科目を履修することができている。【解釈指針 2-1-8-1】

基準2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

（基準2-1-9に係る状況）

当法科大学院の授業科目は、半期（春学期または秋学期）において完結することを原則とし（いわゆるセメスター制度）、その上で、各授業科目は1回の講義時間を90分とし、学期末定期試験を除いた週1回開講15週（15回、30時間）にわたる授業科目について、これを2単位としている。

なお、法律基本科目のうち「法務総合演習」については、授業で取り扱う範囲とその内容に鑑み、週2回開講15週（30回、60時間）にわたる授業科目とし、これを4単位としている。

集中講義については、春学期と秋学期に集中講義期間として3週設定し、この期間内に、1回の講義時間を90分（これを2時間とする）とした授業を15回（集中講義試験は除く）開講している。したがって、各授業科目における授業時間等は大学設置基準第21条から第23条の規定に照らして適切である。

休講が発生する場合は、教員に「休講届」提出を義務付けている。大学院事務課車道事務室では休講届の内容をデータ入力し、学生にポータルサイトの「Live Campus」ならびに掲示板で通知している。補講については「補講届」の提出をうけ、学生に補講日を通知している。これらの届け出は大学院事務課車道事務室でデータ管理し、学修に必要となる授業期間を遵守するようにしている。

	春学期	秋学期	計
講 義	15週	15週	30週
試 験	1.5週	1.5週	3 週
集中講義	3 週		3 週
計			36週

2 特長及び課題等

1 特長

法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにつき、教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されており、各授業科目は適切な科目区分にしたがって開設されている。

各科目区分において、開設が必要とされる授業科目、その授業内容、標準とされる単位数、必修・選択必修・選択の別、年次配当などについても、適切に設定されている。また、各授業科目における授業時間等も、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されている。

2 課題等

社会人である学生に対する長期履修制度や夜間コースの導入など、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導体制が十分に構築されているとはいえない。当法科大学院は規模が小さいため、大規模校に比べると、先端・展開科目の科目数が少ないことは否めない。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

2020年度における当法科大学院の授業科目で、同時に授業を行う学生数が一番多い科目は、「憲法Ⅱ」の14名、次いで「刑法Ⅱ」、「刑法Ⅲ」、「商法Ⅱ」、「民法Ⅲ」等の13名である（再履修者・研究生・科目等履修生含む）。これを上回る科目は存在せず、すべての科目において、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実践するにあたり適切な規模が維持されているといえる。なお、当法科大学院ガイドブックの「Ⅳ 学業に関する諸事項」の3. 履修の手続き⑧では、「履修者数が3名未満であった場合は、教授会の議により、当該授業科目の開講を取り止める場合がある」とし、極端に履修者数が少なくならないようにしている。このような場合には、双方向授業の実施に関してはこれ以上ない条件が整ったといえる反面、多方向授業の実施は事実上不可能となることも考慮したものである。しかしながら、「開設授業科目一覧」からも窺われるとおり、展開先端科目を中心に履修者数が1名から数名の授業も実際には存在している。これは、当法科大学院の学生数が全体として少ないため、選択必修科目について上記ガイドブックの記載のとおり運用すると、実質的に限られた科目しか開講できなくなり、学生にとって履修できる科目の幅が著しく制約されてしまうことから、履修者数が少ない場合であっても、機械的に開講取り止めにはしていないことによる。もっとも、こうした履修者数の少ない授業では、担当教員が授業中も常に学生との対話に心がけ、学生の個別の状況を十分に把握した上で、当該受講者にとって最も適切な内容と方法で授業を行うことを心がけており、教育の質が低下することはない。【解釈指針3-1-1-1～2】

なお、当法科大学院では、正規の受講生以外に科目等履修生と研究生も、当該科目を受講することができるのであるが、科目等履修生の出願にあたっては、出願を志望する理由を記載した書面を提出してもらい、「当該科目担当教員が審査を行い、専門職大学院教授会の議を経て履修を許可する」（「専門職大学院科目等履修生規程」第4条）ことになっている。このようにして、科目等履修生の履修許可は、当該科目の性質等に照らして適切な場合に限定されるよう運用されている。また、研究生については、当法科大学院を修了した者（実際には、修了して司法試験に合格するまでの者）に限られている（「専門職大学院研究生規程」第2条）ので、一般的にその履修が不適切といえる場合は少ないのであるが、これについても、「研究生は、専門職大学院の各研究科教授会の選考を経て、これを学長が許可する。」（同4条）とし、「愛知大学法科大学院研究生選考細則」第4条第1項において、「研究生は、教学指導及び施設（チャレルデスクの数、教員の人数、教室の席数等）の観点から、適正な人数を保つものとする。」とされているとおり、学生の履修登録状況等も考慮して、履修許可を判断している。なお出願の審査及び手続きについては、募集要項等に明記して出願者に周知するようにしている。【解釈指針3-1-1-3】

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況)

法律基本科目について同時に授業を行う学生数の最少は、「憲法Ⅲ」の4人であるが、これは選択科目である。必修科目の最少は、「民事訴訟実務基礎Ⅰ」の4人である。最多人数は、「憲法Ⅱ」の14人である。

当法科大学院の2020年度入学定員は20人であり、標準とされている50人を大きく下回っている。もともと、3年次の「法務総合演習」をはじめとした総合演習科目については、再履修者の存在等により、履修登録者数が多少増加することはあるものの、いずれも2020年度においては50名を下回る数にとどまっており、少人数教育を徹底し、双方向・多方向の授業を展開するという基本方針を実現する上でほぼ支障のない範囲にとどまっている。

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に基づいて具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

1 基準3-2-1 (1) について

演習をはじめとする多くの科目で、多数の事例・設例を利用した双方向・多方向授業が行われている。2～3年次の演習科目においては、事前にレポート（簡単な設例に対する解答の概要）の提出を要求し、授業時にはそれをきっかけとした報告者による発表や、教員あるいは他の学生との間での質疑（双方向・多方向の授業）を行うことが一般的である。事前にレポートの提出を求めるのは、①学生の適切な予習をサポートするため、②教員において学生の理解の水準や多くの学生が間違えているところ等を的確に把握するため、③実務家としての文書作成能力を涵養するため、等の趣旨に基づくものである。また、授業の理解度を確認するために、事後レポートの提出を要求する科目もある。公法系の演習科目においては「バズセッション」（クラスを数人単位のグループに分けて議論させ、その結論を全体に報告しあう討議方法）も意欲的に導入され、多方向での議論も促進するよう工夫されている。それ以外の演習科目においても、問題の処理に際して意見の分かれうるポイントを特に重点的に取り上げ、学生各人の多様な見解を探り、それらの適否を討議的に考察するよう、FD協議会での議論などを通じて担当教員間の認識の共通化を図っている。【解釈指針3-2-1-1～3】

法学未修者1年次の科目においても、双方向・多方向の授業を行うよう心がけているが、学生の習熟度や学修のテーマによっては、機械的に双方向・多方向の授業で終始することが適切でない場合もある。そこで、講義方式の授業を行う場合であっても、学生の基礎的問題に対する理解度をその場で確認する発問を適宜発することにより、学生の理解度を確かめながら授業を進めるよう工夫したり、随時小テストを実施して学生の理解度を確認したり、法的思考の訓練をする機会を与えるよう配慮している。また、発展的思考を行うための基礎となる基本的知識や基礎的理解をしっかりと身につけさせるためには、講義方式で授業を行った方が効果的なこともあり、様々な方法を組み合わせることで、必要に応じてできる限り分かりやすい講義を心がけるようにしている。【解釈指針3-2-1-4】

法律実務基礎科目である「臨床実務Ⅰ」及び「ローヤリング」においては、法律相談の立会等の際しての参加学生による関連法令の遵守確保や守秘義務等に関する指導が、事前に時間を取ってなされている。また、「臨床実務Ⅱ」において実施されるエクスターンシップにおいては、担当教員と研修先の実務指導者との連絡・協議に基づいて実施され、最終的な合否判定及び成績評価については、研修先からの報告を基礎としつつも、最終的には担当教員自身の評価によってなされている。

もちろん、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生が、研修先から報酬を受けることは一切ない。【解釈指針3-2-1-6】

以上のような方法で授業を実施していることから、受験技術優先の指導に偏した教育は行われていない。また、チューターの授業においても、受験技術優先の指導が行われないう、文書にて指導が行われている。【解釈指針3-2-1-5】

2 基準3-2-1 (2)・(3) について

毎年4月のオリエンテーション期間までに授業時間割表を学生に提示するとともに、法科大学院ガイドブックを配布し、年間の行事予定を知らせている。各授業科目における到達目標や授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法については、Live Campus にシラバスを掲載し周知している。

中央教育審議会法科大学院特別委員会が提言する「共通の到達目標モデル（第二次案）」が存在する科目については、それを踏まえた到達目標や授業内容が設定されており、小冊子を配付することで学生に周知している。

オリエンテーションでは、新入生だけでなく在學生も対象にして科目ガイダンスを実施しており、教員が担当する授業科目についての説明を行っている。オリエンテーション時にガイダンスを実施しない科目では、初回授業、あるいは事前の課外時間をオリエンテーションに充て、当該科目の授業内容及び方法、成績評価の基準と方法、受講予定者に必要な学習方法などについて、担当教員からの説明と受講予定者との質疑が行われている。

3 基準3-2-1 (4) について

学生の予習・復習が充実できるように時間割を設定している。いずれの曜日も、5時限目で授業は終了し、その後は授業が実施されていない。5時限目は18時00分に終了する。5時限目に授業の入っている曜日は、春学期、秋学期ともに週4日である。それぞれの学年ごとに、特定の曜日に履修科目が集中することのないような時間割の設定に心がけている。なお、学生の自学自習をサポートするためにチューター制度を導入しており、チューターによる自主ゼミは、正課の授業が終了した後である18時00分以降（土曜日は午後）の時間帯に行なわれるのが通常であるが、参加は任意である。

学生が独自に企画して学生のための参加で開催される各種の自主ゼミも多数組まれており、学生同士が自主的に授業の予習・復習をはじめとする学習を相互の議論に基づき効果的に行なう試みも活発である。大学としては、車道校舎6階にあるミーティングルーム6室及び同11階にあるゼミ授業用の小教室等を自主ゼミのために使用できるよう手配し、自主的なグループ学習の場を提供している。

車道校舎5階の法科大学院専用図書室には、学生1人に対し1つの専用キャレデスクが設置されている。学生は、これを24時間365日、年中無休で利用することが可能であり、学生のゆとりある学習環境の整備が十分に図られている。

学生全員にノートパソコンが貸与されている。学生は、貸与パソコンを用い、キャレデスクや教室において有線LANまたは無線LANによりインターネットに接続することができ、判例データベースへのアクセス等、必要な資料の検索をいつでも容易に行える。更に、教員及び学生全員に自己の「パブリック・フォルダ」が与えられ、ファイルの共有ができるため、授業に関する資料の迅速な入手・交換が可能である。

教員及び学生全員にメールアドレスが割り振られており、学生からの教員に対する質問、これに対する教員からの回答、授業に関する連絡、学生相互間あるいは学生・教員間の連絡等が、電子メールによって瞬時に行なわれている。更には、オフィスアワーの設定により、学生が教員の研究室を直接訪問して、授業に関する質問や学修上の相談を気軽に行える配慮がなされているが、在籍者が比較的少数であり、上記キャレデスクと教員研究室とが極めて近い距離にあることから、実際

にはオフィスアワー以外の時間帯にも、学生が教員の研究室を訪問して質問や相談が活発に行われており、学生と教員との間の距離が非常に近いのが特徴である。【解釈指針3-2-1-7】

集中講義は、すべて夏季休暇期間など通常講義期間及び定期試験期間を外した期間に実施するようにしている。そして、同一科目の1日あたりの授業時間数につき、以前は1日4時限設定されることもあったが、2012年度からは、学生が予習復習の時間を確保できるようにするため、1日3時限以内にとどめている。また、集中講義と試験実施日までの間には少なくとも2日以上の間隔を置くようにしている。【解釈指針3-2-1-8】

2016年度～2019年度集中講義履修者数

集中講義科目名	2016年度 履修者数	2017年度 履修者数	2018年度 履修者数	2019年度 履修者数	2020年度 履修者数
金融法	0	3	0	0	0
国際関係法（私法系）Ⅰ	5	0	0	0	0
臨床実務Ⅱ	0	0	0	0	0

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

(2)(1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

当法科大学院では、予習・復習に十分な時間を確保し、授業内容の確実な理解が可能となるように、1年間に履修することができる単位の上限を「愛知大学専門職大学院学則」第26条及び「専門職大学院(法科大学院)授業科目履修規程」第6条第1項及び第2項で規定している。法科大学院における1年間に履修登録できる授業科目の単位数の上限は、集中講義による授業科目も含め、法学未修者の1年次と最終学年にあつては44単位とし、それ以外は36単位としている【解釈指針3-3-1-1】。

法学未修者1年次の単位数の上限が44単位となっているが、これは基準3-3-1(1)アに基づいて、未修者の1年次に限り法律基本科目8単位を上乗せしたものであり、基準を満たしている。

原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限は、法学未修者の2年次を除き、原級留置となった年次(最終年次を含む)の履修登録科目単位数の上限と同じとしている。法学未修者の2年次については、「愛知大学専門職大学院学則」第26条第2項により、1年次に配当されている法律基本科目の必修科目について単位を修得できなかった科目を履修する場合に限り、2年次に履修登録できる単位数の上限を38単位としているが、これは解釈指針3-3-1-4第1項ただし書の「4単位」を超えていない。

なお、当法科大学院は、標準修了年限を3年と定めており(「愛知大学専門職大学院学則」第34条第1項)、長期履修制度は導入していない。

	未修者コース	既修者コース
1年次	44単位 (36単位+8単位)	
2年次	36単位 ※1年次に配当されている法律基本科目の必修科目について単位を取得できなかった科目があるときは、当該科目を履修する場合に限り、2年次に履修登録することのできる授業科目の単位数の上限は、38単位とする。	36単位
3年次	44単位	44単位

2 特長及び課題等

1 特長

当法科大学院は学生定員 20 名という少人数教育の効果を十分に発揮できる環境を活かし、1 年次の授業から 3 年次の総合演習科目、あるいは実務基礎科目に至るまで、学生全員と顔なじみとなる環境において、各学生の理解度や論理的思考能力の充実度について細かく把握し、その認識に基づいた授業の内容改善が常に意識された形で教学がなされているとあってよい。それは、個々の学生から担当教員等に対して、授業後あるいはオフィスアワー等の時間に直接質問がなされたり、電子メールによって随時疑問点や授業の進行に関する問い合わせがなされたり、教員によって迅速に誠意ある返答がなされたりしていること等からも窺われよう。教員が学生への教育サービスの観点を絶えず忘れずに日々の業務を行なっていることも、他の法科大学院と比較して顕著な積極的事実として指摘することができる。2016 年度秋学期以降、在学生全員を対象に教員を割り当て（主として、各学生の期末試験の成績不振科目の担当教員が割り当てられる）、新学期の開講までに個別面談を実施している。

また、法学未修 1 年次に履修登録することのできる単位数の上限を 8 単位増やすことにより、基礎的な法律知識をより着実かつ重点的に修得できる体制を整えている。

加えて、臨床実務教育については弁護士法人久屋総合法律事務所との密接な連携が図られている。

「臨床実務Ⅰ」（法律実務基礎科目）において実施されている無料法律相談への立会いについても、同事務所が行う無料法律相談が活用されているため、学生は法律相談立会いのための移動に格別の時間を要することなく、その分、他科目の予習復習に時間を充てられるようになっている。

2 課題等

双方向・多方向の授業をする場合、講義方式より一定の時間を必要とすることが多いこと、基礎的理解が十分でない学生には所期の学習効果が期待できない場合もあること、質疑応答の内容に引きずられて教授内容の詳細度に偏りが生じかねないこと等の事情により、今後も一層の改善の余地がある点である。これらの点を含め、FD 等の取り組みの中で、引き続き授業方法に関する改善の努力を続けていきたいと考えている。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- （１）成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- （２）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （３）成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- （４）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （５）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （６）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- （７）期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1 基準4-1-1（１）（２）について

当法科大学院が育成を目指す法曹像やカリキュラムの編成方針、各学年の到達目標（１年次から２年次春学期には法律基本科目に関する基礎力を醸成すること、２年次には基礎を踏まえた具体的な事件の解決能力とともに実務家としての基礎能力を身につけること、３年次には発展・応用力を身につけ、実務家として必要な総合力を養うこと、という目標）及び中央教育審議会法科大学院特別委員会が提言する「共通の到達目標モデル（第二次案）」を踏まえ、各授業科目についてそれぞれ到達目標をシラバスに明記し、学生に告知している。【解釈指針4-1-1-1】

その上で、学生の能力及び資質が客観的かつ厳正に評価できるよう、「専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程」第6章に成績評価に関する規程を置いているほか、「学生の成績評価に関するガイドライン」を設けて、次のような具体的な成績評価の基準を定めている。【解釈指針4-1-1-2（１）】

教員は各学期の開始にあたり、当該授業の成績評価の方法について、①総合評価、②試験評価、③平常評価のいずれの評価を行うかを定め、科目合格基準の指針とともに、総合評価の場合には平常点や小テスト、課題、発言等の明確な評価割合についても、シラバスに明記して学生に告知しなければならない。成績評価は素点により行うが、学生に対しては、素点のみならず、S・A・B・C・G・Fの各成績評価も示される。成績評価の基準として、合格者（S・A・B・C・G）と不合格者（F）の判定は、当該科目の合格基準を満たしているかどうかを絶対評価することとされている。ガイドラインに示された判定基準は、教員間で共有されている【解釈指針4-1-1-2（２）】。合格者については、更に、当該科目において抜群の学習成果を示した者をS、当該科目において優秀な学習成果を示した者をA、平均的な学習成果を示した者をB、当該科目の合格基準を満たしているが、当該科目につき追加的指導を必要とする者をC、不合格者をFとして評価する。科目の性質によりこのような区分が適切でないもの、具体的には、「法務基礎演習」、「法曹倫理」、「法情報調

査」、「民事訴訟実務基礎Ⅱ」、「刑事訴訟実務基礎Ⅱ」、「ローヤリング」及び「臨床実務Ⅰ・Ⅱ」については、合格（G）、不合格（F）をもって評価している。以上のような成績評価の一般的な方針とともに、各授業科目の具体的な成績評価の基準と方法については、シラバスにおいて告知されるほか、担当教員がオリエンテーションあるいは第1回目の授業の冒頭で説明するなど、学生への周知に努めている。

また、厳正な成績評価を実施するため、S評価の比率は成績評価対象者の5%を、A評価以上の比率は、Sを含めて成績評価対象者の25%を超えてはならないこととしている。ただし、いずれも成績評価対象者が所定の人数を下回る科目にあっては（S評価については19名以下、A評価については3名以下）、この規程にかかわらず、1名に限ってS評価ないしA評価を行うことができる。

なお、双方向・多方向の議論の中で法的思考能力を養うためには、授業への出席が不可欠であることから、次のような「期末試験受験資格としての授業出席要件」を定めている。

1 授業科目（2単位科目）につき、原則として4回以上欠席した者（4単位科目の場合は8回以上）は、期末試験受験資格を喪失する。ただし、正当な事由により授業に出席できない場合は、証明書等を添付の上、「講義欠席届」を担当教員に提出したときは、出席したものとみなす。なお、事由のいかんにかかわらず、授業への出席が10回（4単位科目の場合は20回）に満たない場合は、期末試験受験資格を失う。

以上の成績評価の基準については、期末試験の成績評価依頼の都度ガイドラインを同封することにより、非常勤教員を含めた全教員への周知徹底を図っている。また、上記の規程ならびにガイドラインは、学生に毎年配布する法科大学院ガイドブックに掲載しているほか、成績の評価方法と成績評価の基準に関わる規程については、法科大学院ホームページにも記載され、一般に公表されている。

2 基準4-1-1（3）について

「専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程」第29条、「法科大学院における成績評価に対する異議申立に関する細則」により、成績評価に不服のある学生には、担当教員に対して一定の期間、異議を申し立て、説明を求める機会が保証されており、これに基づいて行われる担当教員の説明になお不服がある場合には、教授会に対し審査請求をすることができることとされている。また、修了認定についても、「愛知大学専門職大学院学則」第34条2項、「法科大学院における修了認定に対する異議申立に関する規程」により、同種の異議申立制度が設けられている。【解釈指針4-1-1-3（1）】

《資料 成績評価に対する異議申立件数》

年 度	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年	
学 期	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
件 数	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	1	1	0

成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布）は、教授会で配付され、教員間で共有されており、偏りのある成績評価がないよう、教員自身による問題の発見、教員の相互監視により是正する機会を確保しているが、ほぼ基準に沿った分布となっていることが確認されている。【解釈指針4-1-1-3（2）】

また、複数の教員が担当する科目においては、複数で採点をした上でその結果について協議をし、適正な評価を行うよう工夫している。

3 基準4-1-1（4）について

成績評価の結果については、所定の成績発表日以降、大学院事務課車道事務室のカウンターにおいて、学生個人別の成績表を手渡しすることによって行われる。法律基本科目については、定期試験終了後、担当教員において出題意図、採点基準、講評等を明らかにした書面を作成し、学生にメールあるいは書面で配付するとともに、個人別の成績表を渡す際に、担当教員が採点・添削・講評した答案を返却している。なお、法律基本科目以外の科目については、これまで採点基準や講評等が示されていなかったため、2016 年度秋学期定期試験から、すべての科目について採点基準や講評等を学生に配付するように改めた。

また、オフィスアワーその他の時間を利用して、学生に対して更に具体的、個別的な説明を実施している教員もいる。そして、成績発表後、自分の答案のどこに問題があるのか、今後どのような勉強をしたらよいか等の質問が、学生から担当教員に対してなされることがあり、すべて教員がこれに丁寧に答えている。

更に、教授会で配布される成績分布に関するデータは、受講学生が3名以下の授業を除き、学生に対して掲示されている。【解釈指針4-1-1-4】

4 基準4-1-1（5）について

授業期間の終了から一定期間をおいて期末試験を実施し、学生が科目全体にわたる復習の時間を確保できるようにしている。期末試験は、原則として試験期間中に行うこととし、試験科目による負担が異ならないよう配慮しているほか、特定の日に特定の学年の試験科目が集中しないよう時間割の作成にも配慮している。各科目における期末試験の実施方法を事前に掲示にて周知し、学生が十分に準備をしたうえで試験に臨めるようにしている。

なお、当法科大学院は学生数が少なく、すべての授業が少人数クラスであるため、採点に際して学生の答案を匿名にしてもほとんど効果がないことから、このような措置は講じていない。

5 基準4-1-1（6）について

「専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程」第14条に掲げる事由により定期試験を受験できなかった者については、定期試験終了後に本人の申請に基づいて、定期試験とは別問題で追試験を実施している。この追試験に対応するため、あらかじめ追試験期間が設定してある。追試験を受験できる者は、定期試験を受験できなかった理由がやむを得ない事由によるものであるため、その成績評価については、通常の定期試験の場合と同様に扱い、特に不利にも有利にもならないよう配慮している。【解釈指針4-1-1-5】

再試験については、2015 年度未修者コース入学生及び2016 年度既修者コース入学生のカリキュラムから修了再試験を実施している。これは、3 年次（既修者は2 年次）春学期の「公法総合演習」、「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」について単位を修得できなかった者のうち、秋学期の「法務総合演習」の単位を修得できた者については、「司法修習を経れば、法曹として活動を始めることができる程度の知識、分析力、思考力」が備わったと評価することが可能であるとの考え方に則り、修得できなかった春学期の総合演習科目の再試験を実施するものであり、「専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程」第6章にその要件や手続が定められている。修了再試験についても、定期試験とは別に問題を作成し、定期試験と同レベルの水準と採点基準により、厳正な採点を行っている。【解釈指針4-1-1-5～6】

なお、2011 年度入学生以前のカリキュラムでは、修了再試験制度が存在していたが、2011 年度入学生（既修コースは2012 年度入学生）から、「公法総合演習」、「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」の3科目のうち2科目を選択必修としたことから、同制度を廃止していた。上述のとおり、2015 年度入学生のカリキュラムから、上記の3科目を必修科目に戻したことに伴い、従来の制度を復活させた。

6 基準4－1－1（7）について

現在、合格・不合格をもって評価する科目を除き、ほとんどの科目は期末試験における筆記試験を実施しているものの、一部の展開・先端科目の中には、平常評価や期末レポートをもって評価する科目が存在する。こうした科目については、担当教員から、授業科目の性質に照らしてそのような評価方法が効果的であるとする理由を提示してもらい、教学主任が必要に応じて期末試験を実施するよう要請するなどしている。【解釈指針4－1－1－7】

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

当法科大学院では、「愛知大学専門職大学院学則」第33条、「専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程」第19条にて「進級の要件」を定めている。2015年度未修者コース入学生、2016年以降入学生については、「各年次の必修科目（選択必修科目を除く）のうち、未修得の単位数が4単位を超える場合」は進級が認められない。その結果、進級に必要な必修科目の修得単位数は、未修者コースの1年次が32単位、2年次が28単位、既修者コースの1年次が30単位となっている。原級留置者は、次年次配当の科目を履修できず、既に履修した単位は、成績評価のS・A・G及びNの成績評価を得た授業科目ならびに選択必修科目を除き、認定単位が取り消され、再度履修が必要である。また、休学期間を除いて引き続き2年間にわたって進級要件を充足できなかった者は、当法科大学院の在籍資格を失う。進級要件及び留年の取扱いについては、パンフレットに掲載し、法科大学院ガイドブックにおいても詳しく説明している上、新入生オリエンテーションや年度当初のガイダンスにおいても説明するなどして、学生に周知徹底している。【解釈指針4-1-2-1】

上記制度により原級に留め置かれた者は、2012年度は39人、2013年度は26人、2014年度は14人、2015年度は14人、2016年度は15人、2017年度は15人、2018年度は32人、2019年度は9人である。原級留置者及び休学者については、教学主任が面談指導を実施するほか、単位を修得できなかった科目の担当教員においても、個別の面談指導を行うよう努めている。また、原級留置者の発生を未然に防止するため、必修科目担当教員が、自己の担当科目における成績不振者を対象に、必要に応じて随時個別指導を実施している。2016年度秋学期には、在学生全員を対象に個別面談が実施された点は、前述のとおりである。

なお、GPA制度の導入については、教授会とFD協議会にて検討をしてきたが、現在実施している成績評価方法により、厳格な成績評価は十分に担保されていると考えられることから、現在のところは導入を見送っている。【解釈指針4-1-2-2】

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる(算入することのできる単位数は4単位を上限とする。)

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、31単位以上修得していること(なお、(2)においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。)

(基準4-2-1に係る状況)

1 基準4-2-1 (1) について

当法科大学院の修了要件は、「愛知大学専門職大学院学則」第34条により、3年以上在籍し、かつ108単位以上の単位を修得していることである。

この修了要件との関係で、学則第28条は、教育上有益と認めるときは、①他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、②外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位、③入学前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を、いずれも36単位を限度として課程修了に必要な単位として認定することができるとしている。

法学既修者については、「愛知大学専門職大学院学則」第36条により、36単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない期間在学期間を短縮することができることになっている。なお、36単位が上限となっているのは、基準2-1-5のただし書による6単位を、基準4-2-1 (1) ウの30単位に加えたためである。このみなし修得単位については、毎年、入試合格者と既修者認定を決定する教授会において、それに該当する具体的な科目を認定している。【解釈指針4-2-1-1】

2018年度入試の既修合格者については、1年次配当の「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」、「民法Ⅲ」、「民法Ⅳ」、「民法Ⅴ」、「民法Ⅵ」、「民法Ⅶ」、「民法Ⅷ」、「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑法Ⅲ」、「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」(以上すべて各2単位)の合計34単位を認定したほか、①他の大学院において履修した授業科目について修得した「保険法」についても、2単位として認定し、合計36単位を修得したものと認定した。

2 基準4-2-1 (2) について

修了要件として必要な108単位の内訳は、以下のとおりである。

法律基本科目……………72単位以上

実務基礎科目……………10単位以上

基礎法学・隣接科目……………4単位以上

展開・先端科目……………12単位以上

法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の中から10単位以上

法律基本科目の内訳は、公法系科目14単位、民事系科目38単位、刑事系科目16単位、総合科目として「法務総合演習」4単位(合計72単位)が必修科目である。

法学既修者については、上記1で説明したとおり、1年次配当の法律基本科目34単位を修得したものとみなされるので、それに加えて法律基本科目から38単位以上を修得しなければ修了することができず、これは基準4-2-1 (2) ただし書きが要求している「18単位」を超えている。実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、修得したものとみなされる単位は存在しないので、上記のとおり、実務基礎科目は12単位以上、基礎法学・隣接科目は4単位以上、展開・先端科目は12単位以上をそれぞれ修得しないと修了することはできず、同じく基準4-2-1 (2) ただし書きの要件を満たしている。

3 基準4-2-1(3)について

修了要件として法律基本科目が72単位以上必要である。当法科大学院では法律基本科目が全部で76単位しか用意されていないため、仮に法律基本科目をすべて履修したとしても、修了要件単位数108単位を満たすためには、法律基本科目以外の科目の単位を32単位修得しなければならず、これは基準4-2-1(3)が要求している「31単位」を超えているので、基準に合致している。

なお、法律基本科目以外の科目の内容が、実質的に法律基本科目に当たることがないように、教学主任においてシラバスを精査の上、担当教員に説明を求めるなど、厳正に審査をしている。

基準4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2－1－5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

（基準4－2－2に係る状況）

当法科大学院の修了要件は、「愛知大学専門職大学院学則」第34条により、3年以上在籍し、かつ108単位以上の単位を修得していることである。これは、上限を102単位とする本文の基準を上回っているが、ただし書により10単位まで増加させることができ、この範囲内であるので、基準に合致している。なお、当法科大学院では、基準2－1－5のただし書に基づき、10単位を未修1年次の必修科目に加えているので、102単位を上回る6単位は、全て基準2－1－5のただし書に基づく増加単位である。

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

当法科大学院では、法学既修者コースを希望する者（法学未修者コース・法学既修者コースを併願する者を含む）に対し、入学試験時において法律科目試験として5科目（憲法・刑法・民法・商法・民事訴訟法、試験時間は各45分、配点は各100点）につき、いずれも論文式試験を課している。これらの科目ならびに出題範囲は、既修者認定された者が免除される法学未修者コースの1年次配当科目に対応するものである。法律科目試験の内容は、事前に各年度の募集要項ならびに当法科大学院公式ホームページに明記することにより、広く受験者に周知されている。【解釈指針4-3-1-1、4-3-1-3】

法学既修者コースの可否判定の適切性を確保するため、法律科目試験の合計点が一定の点数（おおむね275点程度）に満たない場合は、既修者として認定しないこととされている。また、合計点が一定の点数を満たしている場合でも、特定の科目が一定の点数（40点）を満たしていない場合には、原則として既修者として認定しない。この最低基準点は、事前に各年度の募集要項ならびに当法科大学院公式ホームページに明記することにより、広く受験生に周知されている。【解釈指針4-3-1-2】

なお、法学未修者コース・法学既修者コースを併願する者については、既修者として認定されなかった者も、法学未修者コースとして合格する場合がある。A・B・C日程の入学試験において、このような形で法学未修者コースとして合格した者には、D日程の入学試験において法律科目試験を再度受験することを認めており、そこで既修者として認定される場合があり、この点も各年度の募集要項ならびに当法科大学院公式ホームページに明記されている。

当法科大学院の法律科目試験の出題担当者が本学法学部で法律基本科目の授業を担当することがないため、一般的に本学法学部出身者に有利な出題がなされることはないが、偶然に本学法学部の試験問題の類題が出題される可能性もあることに鑑み、2016年度C日程入試から、法学部の協力を得て、過去3年の試験問題を確認した上で入学試験の問題を出題している。また、入試の公平性を確保するため、作問及び採点を複数人で行うほか、解答用紙は唯一記載のある受験番号欄も厳封され、受験者を特定する情報は一切記載されておらず、受験番号は大学院事務課車道事務室において厳重に管理されているので、不公平を生ずるおそれがない。【解釈指針4-3-1-5】

入学者選抜の開放性・多様性を図るため、法律科目試験の内容は、基本的実定法に関する基礎的知識を問う問題を出題し、法学部出身者に限らず、法学既修者として認定を受けようとするすべての受験者に対して均等な機会を提供している。また、入学試験は社会人が受験しやすい土曜日に実施しているほか、障がい者を有する者も、障がいの内容や程度に応じた時間延長や別室受験を認めるなど、受験しやすい環境を整備している。更に、過去

の入試問題と出題趣旨を当法科大学院公式ホームページに掲載して公表している。【解釈指針4-3-1-1】

なお、当法科大学院では、当法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮した既修者の認定を行っていない。【解釈指針4-3-1-6】

法学既修者コースとして合格し入学した者には、「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」、「民法Ⅲ」、「民法Ⅳ」、「民法Ⅴ」、「民法Ⅵ」、「民法Ⅶ」、「民法Ⅷ」、「民法Ⅷ」、「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑法Ⅲ」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」（以上すべて各2単位）の合計34単位を入学時に一括して単位認定している。これは、法学未修者コースの1年次に在籍した者が修得できる単位数に相当するものである。短縮される在籍期間と修得されたものとみなされる単位数との関係は適切である。【解釈指針4-3-1-4（1）ア】、【解釈指針4-3-1-7】

「法情報調査」（2単位）は法学未修者コースの1年次配当科目であるが、法情報処理の基本的技能については、従来の学部教育においては必ずしも十分に養成されているとはいえないため、法学既修者についても修得したものと認定せず、入学初年度に履修しなければならないこととしている。【解釈指針4-3-1-4（1）イ】

2 特長及び課題等

1 特長

当法科大学院の特長として、第一に、成績評価に関する詳細なガイドラインを作成し、これを全教員に周知徹底すること、成績分布を教授会において回覧し、全体の討議に付すことによって、偏りのある成績分布がないよう、組織的に客観的かつ厳格な成績評価の実現を図っている点が挙げられる。また、学生の成績評価に関するガイドラインならびに各授業科目の評価基準は学生に事前に公表・周知されているとともに、教員が採点・添削・講評した答案のコピーが全科目学生に返却され、それとともに、出題趣旨や講評が配付されることにより、評価基準の透明性・客観性が担保されている。更に、成績評価に不服のある学生に対しては説明を尽くす制度が整備されている上、成績評価に不服のない学生に対しても、個別面談等を実施することにより、必要に応じて成績を踏まえた今後の学習方法のアドバイスを十分に実施している。

第二に、厳格な進級制度が採用されていることである。進級要件自体は特段厳しいわけではないものの、原級留置となる学生が毎年一定数出るのは、各学年、配当学期に則した各授業科目の到達度に照らして、成績評価が厳格に行われている証拠であり、これと併せて進級制度が有効に機能していると評価することができる。

第三に、法学既修者の認定が厳格に行われていることである。法学既修者の認定は、法学未修者1年次の必修の法律科目を一括して履修免除するものである以上、免除されるすべての科目について、一定の達成度を有していることが要求されるべきであることから、法律科目試験の合計点と各科目の得点のそれぞれについて合格基準を設け、バランスのとれた学力を有する者を既修者として認定するようにしている。

2 課題

当法科大学院の課題として、第一に、一部の展開・先端科目において、期末試験において筆記試験を実施しない科目があることである。筆記試験を実施しない科目については、シラバス作成時に担当教員からその理由を提示してもらい、その理由が適切であるかどうかを教学主任が判断し、必要に応じて定期試験の実施を要請する仕組みは整えているが、最終的な成績評価方法の決定権は担当教員にあるため、とりわけ非常勤教員との関係では、期末試験の徹底は難しい現状にある。

第二に、GPA 制度の導入について、現状では厳格な成績評価が行われていることから、導入を見送っているが、学生の到達度のバランスや進級状況等を踏まえながら、導入の必要性について引き続き慎重に検討していく必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

当法科大学院では、「愛知大学専門職大学院学則」第24条に基づき、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究に関する継続的な取り組みを行っているが、その主な内容は以下のとおりである。【解釈指針5-1-1-4】

1 自己評価・FD委員会とFD協議会の設置

当法科大学院には、教育の内容・方法等の改善を継続的に図ることを目的として設置されている組織として、「自己評価・FD委員会」と「FD協議会」がある。自己評価・FD委員会は7名の専任教員で構成されており、FD協議会は全教授会構成員で構成されている。当法科大学院は教授会構成員の人数が少数であるため、自己評価・FD委員会は、議論が錯綜しそうな重要な問題について論点を整理したり、検討すべき問題の優先順位を決定する目的で開催され、実質的な議論は専ら全教授会構成員が参加するFD協議会で行われている。その結果として、全教授会構成員が当法科大学院の抱える教学上の課題を共有し、FD協議会での議論を参考に自己の担当科目の授業改善に努めている。FD協議会は毎月一回の定例教授会の機会に合わせて開催されることが多い。【解釈指針5-1-1-1(1)～(4)、解釈指針5-1-1-2(1)】

2017年度は、FD協議会を5回開催した。

2 教員相互の授業参観

教員の研修のために、教員相互による授業参観を実施している。実施に際しては、専任教員の担当する授業科目を対象として、講義時間中に他の教員が見学を訪れ、授業の内容や教授方法についての評価や改善点の指摘、自己の授業に参考となる点などを報告書に記して参観を受けた教員に提出する。参観を受けた教員は、指摘を受けた点を中心に、報告書にコメントを付し、参観した教員とFD委員会に提出する。このように参観した教員、参観された教員との間で報告書を通じた意見交換を行うことによって、双方の授業改善を図っている。【解釈指針5-1-1-2(1)・(2)・(4)、解釈指針5-1-1-2(1)】

3 授業評価アンケートの実施

各学期に2回(中期・後期)、法科大学院独自の授業評価アンケートを実施している。これまでの授業評価アンケートは、定型のアンケート用紙を用いてすべての科目について授業時間中に実施し、外部委託によって集計した結果について担当教員がコメントを加え

るという形式で行ってきた。この方法は、アンケートの回収率を高めるというメリットがある反面、すべての科目について回答しなければならない学生の負担感が大きく、授業改善につながる効果的な意見聴取が難しいこと、外部委託により集計結果が担当教員の手元に届く時期が遅く、結果を授業改善に反映できる期間が短いこと、という問題があった。そこで、学生の意見を開講後できるだけ早い段階で聴取して、受講期間中に授業内容の改善を図ることができるよう、2015年度の秋学期から、中期アンケートについてはアンケート用紙の配付・回収方式を改め、学生が意見を述べたい科目について自由にコメントを記入してもらい、所定の期限内に、自習室内に設置されている鍵のついた回収箱に提出してもらうという方式に改めた。これにより、学生の意見を速やかに担当教員に伝え、授業改善につなげることが可能となった。なお、後期アンケートについては、すべての科目で実施するという従来の形式を維持している。

なお、後期アンケートで使用する定型のアンケート用紙について、より実質的な授業改善につながる情報を収集できるように、2016年度の秋学期からアンケート項目を改訂するとともに、担当教員自身も、アンケート結果に一般的にコメントするだけでなく、授業内容を全般的に振り返ることができるように、定型の質問項目を設定した教員向けのアンケート用紙を作成し、自己評価アンケートを実施することとした。【解釈指針5-1-1-1 (1)・(2)・(4)】

中期・後期いずれのアンケートについても、その結果に対して担当教員がコメントを付することとなっており、担当教員のコメントは、自習室において学生に開示されている。教員は、自分の担当科目も含めすべての授業のアンケート結果を自由に閲覧でき、かつアンケート項目の1つである授業の満足度については、特に教授会の審議事項として取り上げ、満足度の維持・向上に努めている。【解釈指針5-1-1-2 (1)】

4 研究者教員と実務家教員の連携

ほとんどの演習科目は研究者教員と実務家教員が共同で担当し、シラバスの作成から講義まで連携して行っており、理論的教育と実務的教育の架橋が図られている。実務系科目においても、「民事訴訟実務基礎Ⅰ」、「民事訴訟実務基礎Ⅱ」、「刑事訴訟実務基礎Ⅰ」、「刑事訴訟実務基礎Ⅱ」には研究者教員が授業担当者として参加し、シラバス作成や講義にも関与している。【解釈指針5-1-1-3 (2)】

5 講演会、研修会、シンポジウム等の参加・開催

法科大学院の教育に関連して、学外で実施されるシンポジウム、研修会に教員が参加している。定期的に行われる法科大学院協会総会では、志願者数・入学者数の推移を踏まえての専門職大学院制度の見直し、公的支援見直し強化・加算プログラムの取組状況、法科大学院教育の状況調査と共通到達目標、共通到達度確認試験の実施状況、適性試験の見直し、法科大学院修了者の職域問題等、重要テーマが継続的に議論されているため、研究科長をはじめ専任教員が毎回出席し、その成果は教授会で報告されている。その他、他機関が開催する各種シンポジウムは、学内掲示やメール等を通じて教員に情報提供がなされ、開催テーマに興味・関心のある教員に参加を促している。【解釈指針5-1-1-2 (3)】

また、全学的なFD活動促進の一環として、「授業改善研修参加助成制度」が設けられて

いる。この制度を利用した研修フォーラム、あるいは他大学開催のFD講習会への参加を勧めている。

当法科大学院では次のような研修会・講演会を開催している。

2016年度においては、9月10日に組織内弁護士によるオープンセミナー、9月29日に布川事件のえん罪被害者である桜井昌司氏を講師に招いての講演会「えん罪の恐怖を語る」、10月15日に韓国西江大学法科大学院教授パク・ヨンチュル氏を講師に招いての講演会「証拠排除法則についての韓日比較法的考察」、11月12日に明治大学特任教授ローレンス・レペタ氏を講師に迎えての講演会「法定メモ訴訟が今教えてくれること」を開催した。

2017年度においては、9月9日に組織内弁護士によるオープンセミナー、10月26日に「日本におけるタバコ製造物責任訴訟について」と題した講演会（講師：ハワイ大学ウィリアム・S・リチャードソン・ロースクール Mark A. Levin 教授）、11月2日には実際にえん罪被害者を講師に招いた講演会「えん罪の恐怖を語る」を開催した。

2018年度においては、10月25日にハワイ大学からウィリアム・S・リチャードソン・ロースクールのロー・ライブラリアンである奥原恵子氏を招き、『"US Law School and Law Library"「アメリカの法科大学院と図書館」』をテーマに講演会を開催した。講演会終了後、他大学を含めた図書館員との意見交換会を開催し、好評であった。

2019年度においては、10月24日にハワイ大学からダニエル・バーネット(Daniel L. Barnett)教授を招き、「アメリカ法学教育への技能習得の影響」をテーマに講演会を開催した。講演会終了後、本学教職員及び学部を含めた学生との意見交換会を開催し、好評を博した。【解釈指針5-1-1-2(2)】

更に、他大学教職員との法科大学院教育及び運営についての意見交換会を随時実施している。2013年10月16日、横浜国立大学法務研究科長が来訪し、法科大学院教育や認証評価について意見交換をした。2014年6月10日、愛知学院大学法務研究科長が来訪し、法科大学院教育体制について意見交換をした。2014年7月31日、韓国嶺南大学法学専門大学院院長1名、教授2名が来訪し、本学と韓国法科大学院との法科大学院教育状況・司法制度比較について意見交換をした。2015年11月27日、立命館大学の事務職員が来訪し、進級制度や修了率、留年者へのフォロー、入試制度、学部との連携、学生のフォローアップなどについて意見交換をした。2016年11月16日、愛知大学大学院中国研究科の外国人留学生である中国人法律家（中国の弁護士）と昼食懇談会を開催し、日本と中国の法曹養成制度の比較をもとに意見交換をした。【解釈指針5-1-1-2(3)】

6 ランチョンミーティングによる意見交流

ランチョンミーティング（昼食を食べながらの教育内容中心の談話会）を隔月1回程度実施している。日々の教育方法や学生対応に関する悩みなどについて、ざっくばらんに意見交換が図られており、教育歴の短い教員が疑問に思ったことを経験のある教員に質問しやすい場となっている。【解釈指針5-1-1-3(1)】

7 事務職員のSD

愛知大学では、年度ごとに人事課から「事務職員研修基本計画」が提示され、これに基づき、各事務課室ならびに各事務職員は、学内研修、階層別研修、管理職研修、学外

研修、特定研修を実施しあるいはこれに参加し、担当業務の円滑な執行に必要な知識や技能を高めるとともに、職員としての意識や資質の向上を図っている。こうした研修の中で、各課室の事務分掌と職務遂行に際して必要とされる能力や知識を示すような職務ガイドの必要性が認識され、2015年には「事務局職務ガイド」が作成された。これは、各課室が必要とする人材を検討する際の基礎資料として活用されているほか、研修を企画する際の資料となるだけでなく、課室別の事業目標の設定、各職員への業務の割り当てや、各職員が自己のキャリアパスを見据える際の指針として活用されている。

また、2013年度から、各事務部及び課室別の事業計画（目標）を年度ごとに設定し、その達成状況を自己評価して次年度以降の改善につなげるとともに、その情報を大学全体で共有し、事務課室間の連携強化を図っている。同時に、個々の事務職員についても、年度ごとに個人の目標を設定し自己評価を行っている。これは、課室の目標設定を細分化・具体化することにより個人の目標設定と連動させ、課室の目標の効果的達成を目指すとともに、個人の主体的な能力開発を促し、組織力の向上を図ることを目的とするものである。

更に、2014年度から、専任職員は年に一度「キャリアビジョンシート」を作成・提出することとされた。これは、業務における成果や課題を振り返るとともに、身につけたスキルや能力を再確認することで、次年度以降のキャリア形成につなげるツールとして活用されるものである。事務職員は、このシートを基に、課長・担当事務部長と面談し、キャリアビジョンと今後の育成方針等の確認が行われる。

2 特長及び課題等

1 特長

FD 協議会において全教授会構成員参加のもと、FD に関する議論が頻繁かつ活発に行われている。これにより、FD が一部の教員だけの活動に終わることなく、教員全員の FD に関する意識が日常的に覚醒され、各教員が自主的に授業改善等に取り組む原動力となっている。また、教授会で課題とされた事項について、教授会終了後あるいは直近の日時に FD 協議会が開催され、早急に課題に対する措置をとることが可能となっている。

また、アンケートや授業の相互参観を通じて、授業に対する意見を各方面から積極的に聴取し、それを即時の改善へとつなげる態勢が整えられている。

更に、演習科目の授業は研究者教員と実務家教員が共同で実施し、理論と実務との架橋が恒常的に図られている。

2 課題等

学内における教育方法・内容の改善に関する意見交流は活発であるものの、学外の研修会やシンポジウムへの参加は低調である。法科大学院設置から一定期間が過ぎ、各法科大学院の抱える問題状況が異なっている現状において、学外で開催される各種研修会やシンポジウムのテーマが、当法科大学院あるいは教員の問題関心と合致しないことも少なくないことや、各教員に学外研修に参加する時間的余裕がないことが原因であると思われる。外部から新しい知見を取り入れ、更なる改善につなげていくために、学外研修へのより積極的な参加の促進や、そこで得られた知見の有効活用に取り組む必要がある。

5-2 教育課程の見直し等

基準5-2-1

法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2に規定された教育課程連携協議会を設け、その意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること。

(基準5-2-1に係る状況)

当法科大学院では、2019年度より教育課程連携協議会を設置した。

2020年2月に最初の会合を開催し、今後の活動について説明を行ったところであり、まだ具体的な活動はできていないが、2020年度より本格的に活動し、(1)授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、(2)授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項の2点について諮る予定である。

【解釈指針5-2-1-1】

当法科大学院が設置した教育課程連携協議会は、次の3名により組織されている。

杉本 みさ紀	弁護士
水野 公司	税理士
森山 文昭	愛知大学法務研究科教授・教学主任

過半数が当法科大学院が所属する愛知大学の教職員以外であり、法曹としての実務の経験を有する者、当該法科大学院の専任教員、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者で構成されている。【解釈指針5-2-1-2】

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

（基準6-1-1に係る状況）

1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

当法科大学院の入学者の受入れについては、司法制度改革の主旨から「公平性、開放性、多様性」に加えて、本学独自の理念、法曹像を勘案し、

- (1) 建学の精神である、地域社会に貢献するローヤー（地域社会に貢献するホーム・ローヤー、地域社会に貢献するビジネス・ローヤー）を目指す学生を受け入れること
- (2) 多様な知識または経験を有する者を積極的に入学させること
- (3) 入学者の適性をはかるために多様な観点から公平かつ客観的に評価すること
- (4) 法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力などの資質を備えていること
- (5) 将来、法曹としての豊かな人間性や感受性を備えていること

という入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定している。

また、法学部以外の学部出身者や社会人が入学者の3割以上を占めることを目指しており、「大学で法律学を主専攻としなかった者または社会人である者」を対象とした「特別入試」をすべての入試日程で設けるなど、多様な人材の確保に努めている。

2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）等の広報活動

当法科大学院の理念・目的、概略、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、入試情報等の志願者にとって必要な情報は、当法科大学院パンフレット、募集要項及びホームページを通じて周知している。

更に、学外開催の進学相談会や、学内開催の進学相談会によって、入学志願者に対して必要な情報を事前に周知するよう努めている。学内開催の進学相談会では、教職員と在学生が入学志願者に対して個別相談に応じるとともに、希望者には施設見学を行い、より具体的な情報の提供に努めている。

基準 6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

1 入試日程

当法科大学院では、2013 年度入試までは、A 日程入試・B 日程入試・社会人に対する特別入試（り実施）を実施していた。2014 年度からは、C 日程入試を新設することで受験機会を増やすとともに、特別入試を A 日程入試、B 日程入試及び C 日程入試においてそれぞれ実施する方式に変更した。

2015 年度入試からは、更に受験機会を増やし、入学試験を 4 回実施している。

2016 年度入試からは、東京試験場を新たに設けた。更に 2017 年度入試からは、受験者の受験上の負担を軽減するため、これまで 2 日にわたって実施していた入試を土曜日単日で実施するよう変更した。

2 入試委員会

入学者選抜に当たっては、あらかじめ教授会で入試委員を選任し、入試委員会が入試に係る業務全般を主管することとしている。入試委員会は、「愛知大学法科大学院入試出願書類採点の指針」、「法科大学院入試合格者判定基準」、「愛知大学法科大学院入学試験法律科目（既修者認定）試験の採点基準」、「愛知大学法科大学院入試面接採点の指針」及び「愛知大学法科大学院入試面接質問事項」等の入試に係る要綱類のたたき台を作成し、これを教授会においても審議・決定している。入試の日程、募集要項等も同様に、入試委員会で議論し、教授会で決定している。

入試実施後に開催される入試委員会では、入試全体に関する検証が行われ、今後の入試方法についての議論も行われる。それらの結果は教授会に報告され、必要に応じて教授会・入試委員会で審議され、選抜基準・方法等の改善が図られている。

3 実施体制

各日程の入試前に「法科大学院入試確認事項」を作成し、入試当日の実施体制・実施要領等について担当者が打ち合わせを行うとともに、タイムスケジュール、係と担当者、担当者の集合時間・場所等の詳細を記した「法科大学院入試実施体制及び実施要領」を作成している。

入試当日は、法務研究科長を実施責任者、大学院事務課長を事務責任者として、実施体制を組んでいる。小論文試験と法律科目試験の各試験会場には教職員を配置し、監督業務と受験者の本人確認を行い、適切に入学者選抜を実施している。面接試験では、面接控室に事務職員を配置し、再度本人確認を行い、入学者選抜の適切かつ公正な実施に努めている。2016 年度入試から新たに設置した東京会場の入試でも、専任教員及び専任事務職員を派遣し、東京会場の入試の運営に当たっている。

出願書類、面接、小論文・既修者認定試験（法律科目試験）の採点は、複数の教員によ

って実施される。面接試験では、「愛知大学法科大学院入試面接採点の指針」及び「愛知大学法科大学院入試面接質問事項」に沿って面接を実施し、面接担当者による採点のバラツキを防いでいる。

各入試実施後開催される入試委員会において、入試合格判定案、法学既修者の認定案、専門職大学院給付奨学生及び地域貢献奨学生候補者の選考案が作成される。これらの案に基づき、教授会で審議が行われ、合格者、既修者認定、専門職大学院給付奨学生及び地域貢献奨学生候補者が決定される。

基準6－1－3

各法科大学院の入学受入方針に照らして、入学選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準6－1－3に係る状況)

入学受入については、「公平性、開放性、多様性」に加えて、本学独自の理念、法曹像を勘案して、アドミッション・ポリシーを設定し、多様な知識または経験を有する者を積極的に入学させることとしている。

また、可能な限り法学部以外の学部出身者や社会人が入学者の3割以上を占めることを目指しており、「大学で法律学を主専攻としなかった者または社会人である者」を対象とした「特別入試」をすべての入試日程で設けるなど、多様な人材の確保に努めている。

2020年度の入学受入7名に自校出身者はいなかった。これまでも優遇措置は全く講じられていない。【解釈指針6－1－3－1（1）】

法律科目試験については、本学法学部出身者が受験上有利な取り扱いを受ける結果とならないよう、法学部の定期試験問題を取り寄せ、出題担当者が随時参照することとされている。【解釈指針6－1－3－1（1）】

入学選抜を受ける機会は、すべての志願者に等しく公正に保障されている上、出身大学、出身学部のいずれについても、合否判定上の優遇策は設けられていない。また、入学受入に対する寄附等の募集は行っていない。【解釈指針6－1－3－1（2）】

更に、身体に著しい障がいのある方のため、出願期間よりも前に出願資格・入学資格審査申出期限を設け、文書での申し出を受け付け、適切な対応を講じられるようにしている。【解釈指針6－1－3－1（3）】

身体に著しい障がいのある方が出願した場合には、教室の下見、音声入力パーソナルコンピュータを使用する場合はその確認をした上、受験者の障害度に応じた試験時間、試験監督体制のもとで入学試験を実施することとなっている。【解釈指針6－1－3－1（3）】

入試実施本部において、試験日に受診可能な最寄りの医療施設を把握し、万一の場合には本部の総務係をはじめ校舎警備員と連携して対応できるようにしている。

基準6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、入学者が連携法第4条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価され、判定されていること。

(基準6－1－4に係る状況)

1 総合評価

入学者選抜に当たっては、出願時に適性試験成績書の提出を求め、適性試験の成績、出願書類、小論文試験、面接及び法律科目試験（既修者コースのみ）により総合判定して合格者を決定することで、法科大学院において教育を受けるために必要な適性及び能力等を適確かつ客観的に評価するよう努めている。【解釈指針6－1－4－1】

法学未修者の入学者選抜に当たって、法学検定等の法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験の結果を加点事由とすることはない。【解釈指針6－1－4－3】

法学既修者の入学者選抜において、学部3年次生の受験を認める（飛び入学）のための試験を実施する場合にも、小論文試験、法律科目試験、面接及び「志望理由書」・「自己PR書」等の出願書類を総合的に評価することにより、入学後に十分な学修を期待することができる適性及び能力をもつ者であることを、学部における成績などもあわせて考慮して、適確に判定している。

2 法学既修者の入試科目及び出題範囲

法学既修者の入試科目及び出題範囲は、原則として、法学未修者コース1年次教育の科目及び範囲と等しい。

3 面接試験

未修者コース志望者、既修者コース志望者のいずれについても面接試験を実施し、入学意欲、法曹の志望動機、入学後の勉学の計画等を試問することで、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を測っている。面接試験については、「愛知大学法科大学院入試面接採点の指針」及び「愛知大学法科大学院入試面接質問事項」を策定し、面接担当者による採点のバラツキを防いでいる。

基準6－1－5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当法科大学院は、多様な知識または経験を有する者を積極的に入学させるというアドミッション・ポリシーを採用している。

多様な知識又は経験について判断する資料の一つとするため、出願書類として「志望理由書」と「自己PR書」の提出を求め、志願者の経歴（実務経験、社会経験、大学における課外活動の実績等を含む）、各種資格や外国語能力等も考慮して可否を判定している。また、大学における成績の提出も求め、法科大学院入学までの学業成績についても考慮している。入学者選抜において、こうした各種資料に基づく総合判定により、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努力している。【解釈指針6－1－5－1（1）～（2）】

しかし、法科大学院入試全体で出願者に占める社会人の割合が減少してきており、当法科大学院の入学者にもその影響が現れている。

そこで、2013年度入試から、「大学で法律学を主専攻としなかった者または社会人である者」を対象とした「特別入試」をすべての入試日程で設け、多様な人材の確保に努めている。「特別入試」は、社会人の受験上の負担を軽減するため、試験日を土曜日1日だけにする（なお、2017年度入試からは全ての入試を土曜日1日で実施するようにした）とともに、一般入試において課される小論文試験を適性試験第4部（表現力を測る問題）の論文の審査に代えている。もっとも、受験上の負担を軽くする一方で、特別入試独自の「特別入試志願書」に「社会人としての経験または大学で専攻した分野の学習経験を法曹としてどのように活かすか」の記載を求め、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価するとともに、面接試験においても努めてこの点を把握するようにし、可否判定の資料として活用している。

入学者に占める非法学部出身者・社会人の割合は、2012年に12.5%（入学者8名のうち1名）と初めて2割を下回って以降、2013年が1人（入学者11名）、2014年が2名（入学者11名）、2015年が0名（入学者12名）、2016年が1名（入学者7名）、2017年が2名（入学者8名）、2018年が1名（入学者7名）、2019年が4名（入学者10名）、2020年が5名（入学者7名）という状況である。

「大学で法律学を主専攻としなかった者または社会人である者」を対象とした「特別入試」については、学内進学者を中心に広く学部共通教育科目の履修者など、法学部以外の学生にも広報しており、施設の見学に訪れる者も複数いるものの、入試の受験までは結びついていない状況である。

当法科大学院の社会人の定義は、「大学卒業後2年以上経過し、何らかの職歴（パート・アルバイト等を含む）を有する者」である。

6－2 収容定員及び在籍者数等

基準6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

（基準6－2－1に係る状況）

当法科大学院の開校当初の入学定員は40名であったが、2011年度より40名から30名に削減した。

2013、2014年度に入試委員会、教授会、学内関係機関において収容定員について再度見直した結果、2015年度より入学定員を20名と改めた。

したがって、当法科大学院の収容定員は60名（入学定員20名×3）である。これに対して、2020年5月1日現在の在籍者数は、原級留置者及び休学者を含めて28名であり、上記収容定員を上回っていない。【解釈指針6－2－1－1】

基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

(基準6-2-2に係る状況)

当法科大学院の入学者数は、2007年度は入学定員を若干上回っていたが(入学定員40名に対して入学者43名)、2008年度以降の入学者数は入学定員を下回っている。2015年に入学定員を見直したことにより、入学定員と入学者の乖離は一定程度解消したものの、入学者の確保については依然として厳しい状況にあるといわざるを得ない。

入学定員の見直しとともに、基準6-1-2に係る状況、基準6-1-5に係る状況及び基準6-2-3に係る状況において記述した施策を実行してきた。しかし、法科大学院の志願者が全国的に減少し、中部地区の法科大学院統一適性試験の受験者が他の地域に比べて特に少ない中で、入学者選抜において適切な競争を確保し、競争倍率を2倍以上とする方針を堅持した結果、入学者が入学定員を下回る状態が続いている。

なお、直近5年間の入学者選抜において、実質競争倍率が2倍を下回ったことはない。【解釈指針6-2-2-1～3】

《資料 入学者の入学定員に対する割合》

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
入学者	8人	11人	11人	12人	7人	8人	7人	10人	7人
入学定員	30人	30人	30人	20人	20人	20人	20人	20人	20人
入学者の入学定員に対する割合	26.7%	36.7%	36.7%	60%	35%	40%	35%	50%	35%
入試の実質競争倍率	2.03倍	2.25倍	2.13倍	3.58倍	2.45倍	2.20倍	2.20倍	3.19倍	2.47倍

基準6－2－3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への組が適宜行われていること。

（基準6－2－3に係る状況）

1 入学者選抜の競争倍率

当法科大学院の入学者選抜の競争倍率は、基準6－2－2に係る状況において記述したとおりである。【解釈指針6－2－3－1～2】

2 定員の削減

当法科大学院の入試出願者数は、毎年減少しており、2012年度入試において初めて100名を下回る61名の出願者数となった。

入学者選抜の判定において競争倍率が2倍を下回らないよう厳格に可否を判定している反面、入学者数は2008年以降、入学定員を下回る状況が続いている（基準6－2－2に係る自己評価と根拠となる資料参照）。

このような状況から、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、志願者数等を総合的に考慮し、2011年度より定員を40名から30名に削減し、更に2015年度からは30名から20名に削減した。

3 入試実施回数の増加

当法科大学院の入学試験は、開校から2011年までは各年度2回であった。2014年からは3回に、2015年からは4回に増やした。

また、社会人の入学者を1人でも多く確保するため、2013年度入試から、「大学で法学を主専攻としなかった者または社会人である者」を対象とした「特別入試」を実施している。2013年度入試計4名、2014年度入試計4名、2015年度入試計4名の受験があったが、2016年度入試では志願者がなかった。2017年度入試は2名、2018年度入試は1名の志願者があった。

4 入試会場の新設

2016年度入試から、本学会場（愛知県名古屋市中区）に加え、東京会場（本学の東京霞が関オフィス）においても入学試験を実施している。

2016年度はA、B及びD日程で東京試験場を設けたが、志願者はいたものの、受験には結びつかなかった。2017年度以降はすべての入試日程で東京試験場を設け、2017年度には1名、2019年度は21名（実人数16名）、2020年度は3名（実人数3名）の志願者がいた。

5 入試の単日化

2017年度から、これまで2日にわたって実施していた入試を土曜日単日で実施するよう変更した。

6 入学検定料の引き下げ

2019 年度入試から、入学検定料を 5,000 円に引き下げた。受験者に対するアンケート結果では、一定の効果が得られたと分析している。

7 志願者・入学者確保のための措置

- ・2017 年度入試から、土曜日 1 日で入試を実施するように変更した（上記 4）。
- ・2013 年度入試から社会人向けの「特別入試」を実施し、社会人の志願者を増やすよう努めている。
- ・2013 年度から、当法科大学院の講義を公開する公開授業を復活させた。本学法学部生を中心に授業参観者が集まり、分かりやすかったという感想も見られた。一定の広報的意義があったと分析している。
- ・本学法学部生の法科大学院進学を促進するため、当法科大学院の専任教員が担当する法学部の講義等において、法曹の仕事の魅力を伝えている。
- ・2016 年度から、本学学部生を対象とした「公務員ガイダンス」において、学部卒業後の進路として、当法科大学院への進学も一つの選択肢に入れてもらえるよう、法科大学院長が講演した。
- ・静岡大学において、当法科大学院の入試説明会を開催した。
- ・2016 年度から、関東圏の大学生等に、東京霞ヶ関オフィスでの進学相談会の機会を設けた。事前予約制で、当日は東京霞ヶ関オフィス内の TV 会議システムで当法科大学院のある車道校舎と接続し、個別進学相談を提供するものであるが、当相談会に参加者はいなかった。
- ・2006 年度から、当法科大学院を修了し、司法試験に合格した先輩たちが後輩たちに向けて、司法試験合格までの体験談を語る「アドバイスミーティング」を開催しているが、2016 年度からは、9 月下旬の「入試合格者説明会」と同日に開催し、在学生のみならず入試合格者にも、司法試験合格者が助言する機会を設けた。先輩から親しくアドバイスを受ける機会が設けられることで、入試合格者が学習計画を立てる一助となるだけでなく、当法科大学院に入学する意思を強くしてもらおうというイベントである。

2 特長及び課題等

1 特長

教授会内部に入試業務を取り扱う「入試委員会」が設置されており、入試の企画、実施、総括、改善等について、日常的に専門的な検討が行われている。入試委員会で十分に検討された内容の議案が教授会に提案されるので、教授会では整理されたテーマについてより深く検討を行うことが可能である。また、入学定員及び教員も比較的少数であるため、入学試験に関するすべての情報を全教員が共有し、迅速・適切に入学試験を実施することができている。

志願者数の減少、志願者の中に占める社会人の数の減少等の事態に対処するため、入試委員会、教授会等で検討を進め、社会人向けの特別入試の制度や東京での受験会場の新設をするなど、事態の進展に応じた機敏な対応を一定程度進めてきており、その成果が現れるのを待っている段階である。

2 課題等

基準6－2－3に係る状況等において記述した施策を実行し、2019年度以降の入試では志願者が大幅に増加している。合格者も増加させているが、他大学に合格して流出するケースが多い。合格者をいかに入学させるかが今後の課題である。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

当法科大学院では、入学前に、入学予定者（既修者・未修者）に対し、プレスクーリングを実施している。プレスクーリングでは、入学までの学習や法科大学院における勉強の方法についての説明をしたり、課題を与えてこれに対するレポートを提出してもらい、教員がこれを添削して返却するなどの指導を行っている。

入学後は、毎年度4月の第1週に法科大学院オリエンテーションを実施している。オリエンテーションでは、「学習支援」として新入生を対象に、教学・学生生活説明会、法科大学院図書室利用ガイダンス、メディアフロア利用ガイダンス、奨学金説明会及びパソコン利用ガイダンス等を行うとともに、法科大学院での学習の方法についての導入講義と合宿形式の新入生相互間及び教員との交流を図る会を開催している。また在学生・新入生を対象にした主な科目のガイダンスを実施し、特に法学未修者として入学する学生に対しては、法律基本科目の履修指導を実施している。定期試験成績の良好でない者に対しては、担当教員が当該学生と面談をし、その相談に応じ、指導を行っている。【解釈指針7-1-1-1～2】

春学期及び秋学期の両学期において、全教員がオフィスアワーを設け、その指定曜日と時間、予約の要否及び予約の方法、相談内容、実施方法について一覧表の形式で整理し、これを法科大学院の専用掲示板に掲示する方法で学生に告知しており、各教員による学習支援が効果的に行われる体制を整えている。【解釈指針7-1-1-3】

その他の学習支援として、愛知大学法科大学院教育補助講師（チューター）及び愛知大学専門職大学院スチューデント・アシスタントを規程化し、学習支援体制を整備している。チューターには若手弁護士を採用し、補習や個々の学生の学習支援、指導、相談等を主に担当し、正課授業の学習効果を高め、学生の弱点の補強や能力向上を図っている。チューターの数は、2011年度が17名、2012年度が24名、2013年度が22名、2014年度が23名、2015年度が24名、2016年度が24名、2017年度が23名、2018・2019年度が11名、2020年度が10名である。【解釈指針7-1-1-4】

チューターに対しては、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育を実施することのないよう、教授会から遵守事項を通知している。【解釈指針7-1-1-5】

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

第1 経済的支援体制【解釈指針 7-2-1-1】

経済的困窮者に対する支援体制としては、学費負担を軽減できるよう、日本学生支援機構のほかに本学独自の奨学金制度を整えており、学生の利用に供している。奨学金に関しては、大学院事務課車道事務室の奨学金担当者と同法科大学院担当者が相談窓口となり、随時学生対応をしている。また「学生金庫」制度も設け、大学院事務課車道事務室で必要資金の貸与も行っている。本学独自の奨学金制度の概要は、以下のとおりである。

なお、さまざまな場面で活躍できる真の実力を備えた法曹を目指す学生を応援する趣旨で、2013 年度に法科大学院の学費の値下げが検討された結果、2015 年度学費より、年額 18 万円の減額を決定し、在学生並びに学費を負担している保証人の負担を軽減することができる体制を確保した。

1 給付奨学金

入学試験に優秀な成績で合格し、専門職大学院に入学した学生の中から選考し、給付する。給付金額は、「授業料及び教育充実費年額相当額」あるいは「授業料及び教育充実費年額相当額の 2 分の 1 相当額」である。

2 教育ローン援助奨学金

教育ローンを利用し、学費等を納付した人を対象に、借入金（上限 200 万円）の利息のうち年利率 5 %（5 % に満たない場合は実利率）分と契約時に保証料を支払った人については、初年度に保証料（10 万円を限度）を、教育ローンを利用した年度から当該学生の最短修業年限を限度として年 1 回給付する。

3 専門職大学院貸与奨学金

向学心に優れ、経済的理由により、学費納入が困難な学生に対して、無利息で貸与する。貸与額は、申請した学期の学費（授業料及び教育充実費）相当額を限度とする。貸与する期間は、原則 2 セメスター分に限られ、卒業した年度から 10 年以内に返還する必要がある。

4 地域貢献奨学金（愛知大学法科大学院独自の奨学金）

弁護士過疎地等に弁護士として赴任する志ある法科大学院生に対し、授業料・教育充実費の全額を貸与する。弁護士ゼロ・ワン地域等の弁護士過疎地、あるいは法テラスの地方事務所に 3 年間赴任した場合は、その返還が免除される。これまで 2 名の当法科大学院修了生が、この奨学金制度を利用し、返還免除になっている（和歌山県新宮市での法律事務所 1 名、岐阜県羽島郡での法律事務所 1 名）。

なお、NPO 法人「ロースクール奨学金ちゅうぶ」も、上記地域貢献奨学金とはほぼ同趣旨の奨学金制度を有しており、これまで2名の当法科大学院修了生が、この奨学金制度を利用している（北海道日高郡での法律事務所1名、及び静岡県伊東市での法律事務所1名）。

5 学費サポートプラン

学費負担者が本学に支払うべき学費について、本学が契約する金融機関が学費負担者に代わって本学に立替払いし、学費負担者が所定の返済方法の中から選択した方法により、立替払いを受けた学費及び所定の手数料の返還を行う制度。経済的理由により学費サポートプランを利用しなければ学費を納付できない者が利用できる。

6 公益財団法人愛知大学教育研究支援財団奨学金

公益財団法人愛知大学教育研究支援財団（支援財団）が、成績優秀者に対し特別奨学金として年額 50 万円を給付する。教授会で在学中の学業成績により候補者を選考し、支援財団に推薦し、支援財団の審査を経て決定する。

第2 学生生活に関する支援体制【解釈指針7-2-1-2】

本学では、学生の心身の健康を保持・増進するために、「保健室」及び「学生相談室」を設置している。

「保健室」では、健康診断の実施や、学生が心身ともに健康で充実した学生生活が過ごせるよう健康上のあらゆる相談、応急処置、簡単な検査（尿検査、アルコールパッチテスト、血圧測定等）、健康に関する情報提供、近隣の医療機関の紹介等に応じる等、サポートしている。また、各校舎によって若干違いがあるが、体脂肪率測定、身長・体重測定、握力・背筋力・肺活量測定、血圧測定等の器械も備えている。

「学生相談室」では、学生が精神面のカウンセリングを受けることができる。車道校舎学生相談室にはカウンセラー（臨床心理士）、本学学部教員、精神科医の3名の相談員を配置し、週に2日開室している。学生相談室の利用方法については、入学時のオリエンテーションで「学生相談室のごあんない」を配付して説明するほか、愛知大学公式ホームページへの掲載、学生向け掲示によって学生に周知している。また、学生相談室の紹介も兼ねて、こころの病やストレス対処法をテーマに「ティーアワー」を年1～2回開催し、精神の健康についての質問に気軽に応じる機会を設ける等、学生、とくに専門職大学院学生が相談しやすい体制づくりにつとめている。

ハラスメントに関しては、学生・教職員一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心できる就学就労環境を築くために、「ハラスメント防止ガイドライン」を定め、愛知大学公式ホームページ、法科大学院ガイドブック等に掲載し、学生に周知している。

ハラスメントの被害を受けたと思う学生や教職員及び被害を目撃した者は、相談員（教員9名、職員5名）・相談窓口（学生相談室、保健室）にいつでも申し出ることができるよう相談体制を適切に整備している。

当法科大学院では、「ハラスメント防止人権委員会」と「ハラスメント相談員」の委員各1名を学内への選出委員会委員として配置している。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

1 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実

身体に障害のある者に対する支援体制としては、屋外は、公道から入り口まで誘導ブロック、段差のない床を採用している。入り口壁面には点字付きの呼びボタンを設置している。また名古屋市条例に基づき東駐車場と西駐車場には身体障害者等のための駐車スペースをそれぞれ1台分設置している。

屋内は、施設全体をバリアフリー化し、床に段差や傾斜がない。本館の教室は車椅子使用者が利用できる専用机を設置している(全教室)。トイレには、持ち手(捕まり棒)やハンカチの取出せない場合に対応できるハンドドライヤーや身体に障害のある者が利用できる多目的トイレを設置している(教室のない2階を除く全フロア)。エレベーター・エスカレーターには点字サイン、常用エレベーター全4基には車椅子用ミラーを取り付け、内1基は優先着床できるように呼びボタンを低い位置に設置している。図書館の書架配置、キャレルデスクを含め、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に適合した施設・設備となっており、身体に障害のある者の受け入れには万全を記している。

2 修学上の支援、実習上の特別措置

法科大学院募集要項の出願資格で「身体に著しい機能障害がある等の場合についても、上記出願資格・入学資格審査申出期限までに文書で申し出てください。」と記載し、身体に障害のある者の受験について配慮している。身体に障害のある者が入学試験を受験する場合や受験生が多い場合は、保健室の職員も出勤する実施体制をとっている。定期試験受験においても、専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程10条3項で「身体障害等の学生の個別の事情により、試験時間を延長することができる」とし、配慮している。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

2009年度より、当法科大学院教授会に就職支援担当を設け、実務家専任教員が担当窓口となり、学生の進路選択に際して指導、助言を適宜行う体制を整えた。就職支援担当の実務家教員は、愛知県弁護士会等と相談をしながら、司法試験合格者向けに就職の相談を受け、就職希望者への面談、採用を考える弁護士事務所の情報の提供、採用を考える弁護士事務所への就職の働きかけ、弁護士の実務家教員自らが勤務弁護士として採用するといった取組みを行っている。

また、当法科大学院は、弁護士法人久屋総合法律事務所と提携して、臨床実務に関する教育を実施しているが、同法律事務所と協定を結び、2015年度以降、当法科大学院の修了生を同法律事務所の所属弁護士として迎え入れてもらう取組を進めている。これは、2016年度と2017年度の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、「優れた取組」として評価されている。

当法科大学院では弁護士過疎地域を多く含む三遠南信地域（東三河・遠州・南信州）を弁護活動領域として志願する当法科大学院修了司法修習生等への帰属法律事務所を提供する支援を行っており、2018年度の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、「優れた取組」として評価されている。

日本組織内弁護士協会（J I L A）東海支部と連携し、2016年9月10日、2017年9月8日、2018年9月8日、2019年10月5日に組織内弁護士によるオープンセミナーを本学にて開催した。3年次生及び修了生（研究生）を中心に8名の申込があり、日本組織内弁護士協会（J I L A）東海支部所属の弁護士と意見交換や交流を行った。これは、企業内法務という選択肢に対する理解を深めるきっかけとなり、法曹に対するモチベーションの向上につながった。

名古屋校舎に名古屋キャリア支援課があり、就職に関するカウンセリングやアドバイスを受けることもできる。更に、名古屋キャリア支援課が運営する「求人検索 NAVI」を利用することで、愛知大学に送られてくる求人票を閲覧することもでき、就職を希望する学生には個別に面談を実施し、履歴書やエントリーシートの書き方や添削等の相談・支援も行っている。

他方、2年連続して進級できず除籍あるいは退学になったり、経済的理由や進路変更等に伴って退学した者に対して、下記①・②の支援を実施している。

①キャリア支援課に相談に行くよう説明し、紹介している。

②修了生の弁護士、あるいは同じように本学を退学して官公庁に就職した公務員等に対して、就職相談に乗っていただけるよう了解が得てあり、その方々に紹介することもできることを説明している。

なお、退学者のうち法律関係の業務を希望する者に対しては、裁判所の事務官、法律事

務所の事務員等、希望に応じた就職先を紹介している。

2 特長及び課題等

1 特長

合格発表後直ちに「合格者説明会」を開催するのをはじめとして、プレスクーリングを実施するなど、入学前からの学習支援体制が充実している。入学直後には、1週間（5日間）かけてオリエンテーションを実施している。在学中は、オフィスアワーの設定はもちろんのこと、オフィスアワー外においても、メールによる質問・相談、授業終了後の教室における質問、随時研究室を訪れての質問・相談等、いつでも学生の質問や相談に対応できる態勢になっている。チューター制度も充実しており、チューターの指導する自主ゼミも、すべての学年で実施されている。学生は、チューターに対しても、様々な学習上の質問をしたり、進路に関する相談をしたりするなど、個別の指導を求めることができる。

当法科大学院の実務家教員は、後継者養成と学生支援に熱心であり、司法試験に合格した後の就職についても様々な力を尽くしており、これまでほぼ100%の就職を実現している。

また、2014年度から新たな就職支援に取り組んでいる。具体的には、弁護士法人愛知リーガルクリニックとの間で、本学を修了した司法修習生を毎年1名帰属させるための協定を締結することにより、安定的に就職先を提供するものである。この取組は、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、2015年度2016年度、2017年度の「優れた取組」として評価された。

2 課題等

2012年度より、名古屋市中村区の旧国鉄笹島駅跡地に愛知大学新校舎（名古屋校舎）が開学したことに伴い、大規模な事務局再編成が実施された。法科大学院は東区の車道校舎にあるのであるが、上記事務局再編に伴い、それまで車道校舎にあった車道キャリア支援課が廃止となり、法科大学院生の職業支援（キャリア支援）に関しては、名古屋校舎に学生が出向き相談することになった。そのため、引き続き車道校舎で職業支援が十分に受けられる態勢をつくることが課題である。また、司法試験に合格できなかった修了生や退学者に対して、法科大学院専任教員が一般企業を紹介できる万全な体制の構築も必要と考えている。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

当法科大学院の教員数は、様式3のとおり、2020年5月1日現在、専任教員13名、非常勤教員26名であり、教育上必要な教員が置かれている。専任教員の人員13人のうち教授は10名、准教授は3名である。その内訳は、専門職大学院設置基準が定める実務経験を有する実務家教員4名、研究者教員9名で構成されている。実務家教員は、担当する専門分野において、優れた経験と知識を有しており、また研究者教員は専攻分野で教育上及び研究上の業績を有している。したがって、専任教員はいずれも専門分野に関し高度な指導力を備えている。

当法科大学院の実務家教員4名の内訳は、弁護士3名、派遣検察官1名であり、各人がそれぞれの専門分野で10年以上の実務経験があるとともに、そのうちの2名は、大学又は大学院における教育上の実績が10年を超える。研究者教員9名のうち、4名が博士号取得者であり、そのうちの2名は法科大学院の教育課程を修了して司法試験に合格し、司法修習を終えた後に博士号を取得した者である。在外研究教育の経験を有している教員は、2名である。

非常勤教員として、裁判官、公証人（元裁判官）及び弁護士を多数採用し、実務教育の充実も図っている。そのほかには、愛知大学法科大学院を修了した弁護士を教育補助講師（チューター）として10名（2020年度）を採用し、学生の学習相談等に当たっている。

基準 8－1－2：重点基準

基準 8－1－1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8－1－2 に係る状況)

様式 3 のとおり、本研究科の専任教員 13 人のうち研究者教員の 9 人は、それぞれの専攻分野について、「専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」である。

実務家教員の 4 人は、様式 3 の「法律実務に関する活動」等のとおり「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」である。

更に、専任教員 13 人全員が、「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」である。

専任教員 13 人のうち、他の学部・大学院の専任教員数に算入されている者はいない。

【解釈指針 8－1－2－1】

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8－1－3に係る状況)

1 専任教員の採用

専任教員の採用・昇格については、「愛知大学教員の採用及び昇格に関する規程」の第9条及び第18条において、各教授会が行うこととされている。

当法科大学院の専任教員の採用に当たっては、当法科大学院教授会が「教員配置要望書」を作成・提出し、学校法人愛知大学の常任理事会・学内理事会の議を経て大学評議会の承認を得られると、「学部卒及び専門職大学院卒採用人事手続き取扱要領」に則り、当法科大学院の教授会で採用選考委員会委員を選任し、同委員会において候補者を審査した上、教授会の審議によって採用するかどうかを決定する。

採用選考委員会は、候補者の業績・活動歴・職歴・学歴等について、まず書面で審査する。その際、候補者の主要な論文については、採用選考委員が分担して全文を査読し、その評価を委員会に報告する。また、候補者の面接審査も実施して、研究・教育業績等に関する説明を受けるとともに、人物に関する評価を実施する。更に、模擬授業等により教育能力に関する評価を実施する。

その後、採用選考委員会の審査結果が書面にまとめられ、教授会に報告される。教授会では、この報告をうけて、採用の可否について慎重な審議が行われる。

2 専任教員の昇格

教授会に設置される昇格審査委員会において審査が行われ、教授会は、同委員会の審査報告をうけて昇格の可否を決定する。

この審査にあたっては、特に業績について論文審査を中心に厳格な評価が行われるとともに、諸活動歴・現職（准教授等）在籍年数等も含めて総合的な判定が行われる。

3 非常勤教員の採用

非常勤教員については、教授会において採用予定者の履歴書を回覧し、教育上の指導能力等を審査したうえで採用の可否を決定している。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本基準の前半部分に述べられている「平成11年度文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）」は、当法科大学院については「7名」である（5名〔研究指導教員の数〕 $\times 1.5 = 7.5$ 名、端数切り捨て）。次に、「同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数」は、「5名」である。したがって、本基準の前半部分に述べられているところによれば、当法科大学院に置かなければならない専任教員数（最低限必要な教員数）は、「12名」（7人+5名）である。

また、「研究指導教員1名当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）」は、「研究指導教員1人当たりの学生の収容定員」である「20名」の4分の3で「15名」であり、15名につき1名の専任教員が必要である。

当法科大学院は、「13名」の専任教員を擁しているとともに、収容定員60名に対して「13名」の専任教員を擁していることから、学生4名につき1名の専任教員を擁している。

以上のとおり、基準8-2-1に適合する以上の専任教員を擁していることにより、当法科大学院の特徴の一つである少人数教育が教員配置の面からも保証されている。

当法科大学院の13名の専任教員のうち、9名が教授であり、専任教員の数の半数を上回っている。【解釈指針8-2-1-2】

当法科大学院に置かれている専任教員13人全員は、当法科大学院1専攻に限り、専任教員として取り扱われている。【解釈指針8-2-1-1】

基準 8-2-2 : 重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

当法科大学院において設置基準上必要とされる 12 名の専任教員のうち、法律基本科目を担当するのは、「憲法」が准教授 2 名、「行政法」が教授 1 名、「民法」が教授 3 名、「商法」が教授 1 名、「民事訴訟法」が准教授 2 名、「刑法」が教授 1 名、「刑事訴訟法」が教授 1 名、准教授 1 名である。

いずれの法律基本科目にも、専任の研究者教員が 1 名以上置かれており、憲法、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法では、専任の実務家教員も担当に加わり、理論と実務の架橋を図っている。

法律基本科目を担当する専任教員の研究業績、実務上の経験等は、いずれも当該科目を適切に指導できる能力を有している。

各法律基本科目を担当する専任教員は、以下のとおりである。

憲 法	鈴木智洋（実務家教員、准教授）、松井直之（研究者教員、准教授）
行政法	春日 修（研究者教員、教授）
民 法	石口 修（研究者教員、教授）、久須本かおり（研究者教員・教授）、 森山文昭（実務家教員、教授）
商 法	上田純子（研究者教員、教授）
民事訴訟法	川崎修一（実務家教員、准教授）、中本香織（研究者教員、准教授）
刑 法	岩間康夫（研究者教員、教授）
刑事訴訟法	池亀尚之（研究者教員、准教授） 岡本直也（実務家教員・みなし専任、教授）

なお、当法科大学院の入学定員は「20 名」であるから、解釈指針 8-2-2-1 の「入学定員 100 人を超える法科大学院」には該当しない。

基準 8－2－3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8－2－3 に係る状況)

当法科大学院の専任教員 13 名の系別、科目別の内訳は、様式 4 のとおりであり、専任教員をバランス良く配置している。

研究者専任教員は主に法律基本科目を担当し、実務家専任教員は主に実務基礎科目と展開・先端科目を担当することとし、理論と実務を効果的に修得できるようバランスをとっている。

当法科大学院では、法律基本科目及び実務基礎科目を教育上主要と認められる授業科目とし、法律基本科目の担当者には、原則として専任教員を配置している。2018 年度については、法律基本科目及び実務基礎科目の必修科目のすべてを専任教員が担当している。

当法科大学院の必修科目は、以下の 39 科目である。

〔法律基本科目〕

(公法系 7 科目)

憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、憲法演習、行政法演習、公法総合演習

(民事系 19 科目)

民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ、民法Ⅴ、民法Ⅵ、民法Ⅶ、民法Ⅷ、民法Ⅷ、民法演習Ⅰ、民法演習Ⅱ、商法Ⅰ、商法Ⅱ、商法Ⅲ、商法演習、民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ、民事訴訟法Ⅲ、民事訴訟法演習、民事法総合演習

(刑事系 8 科目)

刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法Ⅲ、刑法演習、刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法演習、刑事法総合演習

(総 合 1 科目)

法務総合演習

〔実務基礎科目〕(4 科目)

法曹倫理、法情報調査、民事訴訟実務基礎Ⅰ、刑事訴訟実務基礎Ⅰ

更に、以下の基礎法学・隣接科目、展開・先端科目については、専任教員が担当している。【解釈指針 8－2－3－1】

〔基礎法学・隣接科目〕(14 科目中 8 科目)

司法制度論、政治学、法情報学、法律英語Ⅰ、法律英語Ⅱ、法律中国語Ⅰ、法律中国語Ⅱ、英米法

〔展開・先端科目〕(40 科目中 11 科目)

行政の諸領域と法、地方自治法、租税法Ⅱ、特別刑法、被害者と法、消費者救済法、企業会計法、債権回収法、企業法務Ⅱ、労働法Ⅰ、EU法

最も若い 32 歳から最高齢の 69 歳まで、幅広い年齢層の専任教員が在籍しており、年齢

構成のバランスは非常によくとれている。内訳は、30代が3名、40代が3名、50代が2名、60代が5名で、平均年齢は52.00歳である。若手教員の採用にも努めた結果、年齢構成をより若い方向にシフトすることができた。専任教員13名のうち3名は女性であり、ジェンダーバランスにも配慮している。なお、年齢に関する記載は2020年度末である2021年3月31日を基準としており、本学の定年は70歳である。【解釈指針8－2－3－1】

基準 8-2-4 : 重点基準

基準 8-2-1 に定める専属専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

当法科大学院は、入学定員が 20 人であるため、基準 8-2-1 に定める専任教員の数は「12 名」であり、その「2 割以上」を満たすためには、実務家教員が「3 名」以上必要である。当法科大学院の実務家専任教員は 4 名（みなし専任を含む）であり、この基準を満たしている。

4 名の実務家専任教員のうち、専任教員は 3 名で、みなし専任教員は 1 名である。したがって、みなし専任教員を除いても、3 名の実務家教員を必要とする上記基準に適合している。【解釈指針 8-2-4-2】

専任の実務家教員 4 名の実務経験年数は以下のとおりであり、全員が 5 年以上の実務の経験を有しており、教員業績調書記載のとおり、いずれも高度の実務の能力を有している。

【資料 実務家専任教員の実務経験年数】

実務経験年数	人数	職 名	氏 名
30 年以上	1	教 授	森山文昭
10 年以上 20 年未満	3	教 授	岡本直也
		准教授	川崎修一
		准教授	鈴木智洋

実務家教員の採用に当たっては、法務省派遣検察官を除き、履歴書・教育研究業績書・自己評価報告書に加え、著書・論文、判例研究等の業績がある場合は提出を求め、実務経験や実務能力及び専門知識について採用選考委員会が総合的に判断している。また、採用に当たって原則として模擬授業を実施し、教育能力も審査している。

実務家専任教員の専門分野と主な担当授業科目は以下のとおりであり、その実務経験を活かした科目を担当している。【解釈指針 8-2-4-1】

【資料 実務家専任教員の主な担当科目】

氏 名	職 名	分 類	専 門	主 な 担 当 科 目
森山文昭	教 授	専任	民法、税法	民法演習Ⅰ、民法演習Ⅱ、民事法総合演習、法務総合演習 法曹倫理、司法制度論、租税法Ⅱ、消費者救済法
岡本直也	教 授	みなし専任	刑事訴訟法	刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法演習、刑事法総合 演習、法務総合演習、刑事訴訟実務基礎Ⅰ、刑事訴訟実務基 礎Ⅱ、法文書作成
川崎修一	准教授	専任	民事訴訟法	民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ、民事訴訟法Ⅲ、民事訴訟法演 習、民事法総合演習、法務総合演習、民事訴訟実務基礎Ⅰ、 民事訴訟実務基礎Ⅱ、臨床実務Ⅱ

鈴木智洋	准教授	任期付教員	民法、憲法	憲法演習、民法演習Ⅰ、民法演習Ⅱ、公法総合演習、民事法総合演習、法務総合演習、民事訴訟実務基礎Ⅱ、労働法Ⅰ
------	-----	-------	-------	---

基準 8－2－5

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8－2－5 に係る状況)

基準 8－2－4 に係る状況で記述したとおり、当法科大学院の専任教員 13 名のうち、専門職大学院設置基準が定める実務経験を有する実務家教員 4 名の全員が弁護士、検察官として、日本の法曹実務の経験を有する者である。それぞれの実務経験は、3 名が 10 年以上 20 年未満、1 名が 30 年以上である。

したがって、当法科大学院の実務家教員 4 名全員は、その専攻分野において十分な実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有すると認められる。

8-3 教員の教育研究環境

基準8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

(基準8-3-1に係る状況)

愛知大学における専任教員の責任授業時間は、「専任教員の責任授業時間に関する内規」において、教授・准教授は週5回（年間5コマ）、助教は週4回（年間4コマ）と定められている。

専門職大学院においては、その授業準備等の負担が大きいことを考慮し、授業時間を1.5倍に換算することが認められている。したがって、教授・准教授の場合、専門職大学院の授業だけであれば、年間3.5コマ（2単位科目で7科目）で責任授業時間を満たすことになる（ $3.5 \times 1.5 = 5.25$ ）。

実務家みなし専任教員は、契約上の責任授業数を週2回（年間2コマ）からとし、本学以外の業務にも配慮している。研究科長については、学内行政等の負担を考慮し、責任授業時間を2分の1に減免している。

研究者教員2名が年間20単位を超える授業を担当しているものの、年間30単位を超えて授業を担当する教員はいない。

専任教員の平均は、年間16.13単位である。

【解釈指針8-3-1-1】

基準 8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－3－2に係る状況）

愛知大学における研究専念に関する制度として、「教員学外研修」（海外研修・国内研修）、「研究休暇」、「研究専念」の3種類がある。「教員学外研修」（海外研修・国内研修）は1年以内、「研究休暇」は半年以内、「研究専念」は所定の任期期間内、それぞれ研究活動に専念できる機会が保証されている。

「教員学外研修者」となる資格は、（1）本学の専任の教員として申出時3年以上勤務した者であること、（2）研修を行う前年度の5月末日現在満65歳未満の者であることである。

「研究休暇」を利用するための資格は、（1）本学の専任の教員として申請時7年以上勤務した者であること、（2）研究休暇を利用する前年度の5月末日現在満45歳以上65歳未満の者であること、（3）過去に研修制度（学外研修制度、研究休暇制度）を利用した場合には、当該研修終了時点から起算して7年以上勤務したことである。

当法科大学院には、以上のような「教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられる」制度が存在する。

当法科大学院の専任教員は多忙で、1名でも欠けるとその講義担当者を補充するのが困難であるばかりか、研究科の運営面でも支障が生じかねない。また、少人数できめ細かく学生の面倒を見る当法科大学院では、教員の個性により学生との関係が構築されている面が多分にあり、教員が長期に教育の場を離れることが物理的にも心情的にも困難である。このような事情のもとでも、研究者教員1名が2013年度にアメリカ合衆国において1年間の在外研究を果たした。

基準 8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8－3－3 に係る状況)

大学院事務課車道事務室には専任職員 2 名、派遣職員 1 名が配置されており、法科大学院の教学関係を業務としている。

教員の研究に関する支援については、車道校舎法科大学院図書室に派遣職員 1 名を配置しているほか、総務課に研究支援担当職員 1 名を置き、教員の研究費の管理、学内・学外研究助成制度の案内等を担当している。

これらの者は、いずれも、当法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するための適切な資質及び能力を有している。

また、教育上の職務を補助するための制度として、「ティーチング・アシスタント」制度が設けられており、教員の希望に応じて、大学院生等を任用することができる。

職員の資質向上のための事務職員研修制度は、事務職員の研修委員会が、毎年研修内容を検討し、計画的・体系的に実行している。管理職研修、係長研修、課室別研修、特定研修、海外研修、国内研修、新任者研修等が制度化され、この中で自己啓発とそれを支援していく仕組み（個人研修費、各種学会やセミナー参加、通信教育に対する補助）が整えられた。また、日本私立大学連盟をはじめ様々な他機関研修への参加、日本私立学校振興・共済事業団への職員派遣も行ってきた。かつて e-learning 研修を導入したが、それに代わり 2015 年度からは、通信講座に変更している。通信講座は、全事務職員を対象としたもので、ビジネススキル、マネジメントスキル、計算、パソコンスキル、語学、ビジネス教養、資格取得支援等、広い要請に答えられる全 124 種類の講座が用意され、2015 年度は、29 名計 33 コースの受講があった。

愛知大学の全学的な事務職員の SD 活動として、2015 年度より、各事務職員が「キャリアビジョンシート」を作成して通年の目標を設定し、到達状況が適宜フィードバックされるようになった（基準 5－1－1 に関する記述参照）。

2 特長及び課題等

1 特長

当法科大学院は、学生定員 20 名（収容定員 60 名）に対し、専任教員の数が 13 名と多く、徹底して少人数教育を実施することができている。専任教員 13 名のうち実務家教員は 4 名で、実務科目にとどまらず手続法等の法律基本科目等においても、研究者教員と実務家教員が共同で授業を行うことが可能であり、理論と実務の架橋も十分に図られている。

また、当法科大学院は、実務経験の豊富な専任教員を多数擁しているだけでなく、法科大学院の課程及び司法修習を経た研究者教員を擁し、学習面・生活面で法科大学院生に対して様々なアドバイスしている点、研究者教員 9 名のうち 4 名が博士号取得者である点、東海地区では、本学のみ専任教員として派遣されている検察官教員が当法科大学院の運営に積極的に関与している点で特徴的である。

当法科大学院には、教育面のみならず、研究面においても非常に熱心な教員が集まっており、本学の紀要『法経論集』には、法科大学院の専任教員の寄稿も毎号のように見られる。

2 課題等

教員の研究専念期間を保証するための運用改善ないし新たな制度確立を目指し、引き続き検討を続けていきたい（教授会内に「研究者教員研鑽体制検討チーム」を設置し、検討を続けている）。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

当法科大学院は、愛知大学専門職大学院学則第11条に基づき、独立の意思決定機関として、専任教員（教授、准教授及び助教）によって組織される法務研究科教授会が、愛知大学専門職大学院学則に従い運営している（専任教員である派遣検察官を含む）。【解釈指針9-1-1-2】

当法科大学院の院長（大学院法務研究科長）は、当法科大学院教授会で選任（専門職大学院学則第9条）され、研究科長が当法科大学院を統括している。また、研究科長は教授会を招集（専門職大学院学則13条）し、議長となり、その議事を統括している。

当該教授会の決議事項は、愛知大学専門職大学院学則第12条において、下記（1）～（12）と規定されている。【解釈指針9-1-1-1】

- （1）教育課程及び授業の計画、実施に関する事項
- （2）教育研究及び指導に関する事項
- （3）教員の人事に関する事項
- （4）研究科長の選出に関する事項
- （5）自己評価その他専門職大学院の評価に関する事項
- （6）FD活動に関する事項
- （7）学生の入学、休学、退学、除籍、再入学、留学及び課程修了等に関する事項
- （8）試験に関する事項
- （9）学位の授与に関する事項
- （10）学生の奨学及び賞罰に関する事項
- （11）学則に関する事項
- （12）その他、専門職大学院に関する事項

当法科大学院の決議事項については、学校法人全体の中でその立場を尊重されており、自主性・独立性が確保されている。【解釈指針9-1-1-3】

当法科大学院教授会内には、運営委員会、自己評価・FD委員会（FD協議会）、入試委員会、採用選考委員会（人事ごとに選任される委員による）、院生協議会担当（専任教員1名）が設置されている。また、種々の課題を検討する教授会内部チームが設置されている。

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準 5－1－1 に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準 9－1－2 に係る状況）

当法科大学院の管理運営を行うための事務体制として大学院事務課車道事務室（2016 年度までは車道教学課）が置かれている。大学院事務課は、教授会の議事整理、資料作成、必要な調査と情報提供等を行い、教授会の意思決定支援業務と会議運営に関わる学事業務に加え、教務及び学生に関する業務を所管している。

大学院事務課の事務体制は、専任職員 6 名、派遣職員 2 名が配置されており、このうち法科大学院を主たる業務としている者は、専任職員 2 名、派遣職員 1 名の 3 名である。

また、教員の研究に関する支援については、車道校舎図書館（法科大学院図書室兼務）に司書資格を有するスタッフを配置し、教員と職員が一体となり、教育研究に必要となる図書の選書や近隣大学図書館との資料相互利用体制整備等の教育研究環境の充実を図っている。総務課には研究支援担当職員を置き、教員の個人研究費等の研究費管理、教育研究業績の管理、学会や講演会などの研究活動支援や学内・学外研究助成制度の案内等を行っている。

教職員に対しては、業務の必要と本人の希望に応じ、適宜研修の機会を提供している。大学院事務課車道事務室の職員 1 名が 2016 年度に開催された私立大学連盟キャリアディベロップメント研修に参加した。また、大学全体で職員全体研修会が原則として年 1 回開催されており、その他の研修に関する情報がサイボウズ等のグループウェアを通じて提供されている。【解釈指針 9－1－2－1】

基準 9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9－1－3 に係る状況)

当法科大学院の学生 1 人当たりの納付金は、1 年次が 137 万円（入学金 20 万円を含む）、2 年次以降が 117 万円である。学生生徒等納付金収入以外では、大学の学部手数料収入等から一部を当法科大学院の維持費用に充当している。

収入の部においては、学生生徒等納付金収入が大きな割合を占めているが、入学者数が入学定員を下回る状況に加え、2015 年度からは入学定員を 20 名に減員したため、収入の増加は今後も見込めない。しかし、近年は、法科大学院に対する経常費補助金の収入が、学生生徒等納付金を上回っており、これが財政の安定につながっている。これは、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、一定程度の評価を受けてきたことによるものである。2020 年度においては「第 2 類型（A）」に位置付けられ、審査結果を踏まえた補助金の配分率は 95%となっている。

支出の部においては、人件費支出が大きな割合を占めている。毎年度支出の 60%超が人件費支出であるが、法科大学院教育においては教育の充実を図ることが最重要であり、必然と人件費支出が高止まりとなる状況である。なお、当法科大学院単体の 2017 年度決算では支出超過にはなっているが、法人全体の運営上において教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有している。

また、当法科大学院の活性化及び学生による自主的活動の支援を目的とし、当法科大学院教授会の裁量による執行が可能な予算として、学部費があるが、その予算の申請にあたっては、毎年度、財務課が予算申請説明会を開催しており、ここに当法科大学院を担当する事務職員が出席して説明を聞いた上、予算申請書を作成している。その後、予算申請内容について経営担当副学長及び事務局担当職員と面談し、口頭で予算申請内容について説明する機会が設定されている。【解釈指針 9－1－3－1】

なお、予算の申請、決定、執行に関する手続の概略は、以下のとおりである。

すなわち、本学の予算は、常任理事会、学内理事会、大学評議会及び理事会での審議により決定される。当法科大学院に係る予算も、他の学部や大学院等と同じくこの会議で決定される（法務研究科長は大学評議会の構成員である）。

当法科大学院の教育活動に係る経費については、担当事務局である大学院事務課を通じて予算申請を行う。加えて、人件費に係る予算は人事課、教員の個人研究費に係る予算は研究支援課、図書に係る予算については図書館事務課が、それぞれ予算申請を行う。予算申請後、経営担当副学長によるヒアリングが行われ、申請内容についての詳細な説明を行い、その内容が予算編成に反映される。

本学では、経常的な経費と位置付けられるものを「経常予算」、事業年度が単年度または複数年度で実施される事業に係る経費と位置付けられるものを「新規事業予算」と区分して教育活動に関する予算を計上する。これとは別に研究科の活性化及び学生による自主的活動の支援を目的とする予算として「学部裁量枠（経常予算）」が毎年 40 万円計上されている。これは、法務研究科教授会の裁量による執行が可能な予算である。さらに、「採択制

予算枠（新規事業予算）」もある。これは、研究科における教育の特徴を学内外に発信し得る事業を対象とする採択制の予算枠であり（事業1件当たり50万円が上限となっている）、本研究科においては、2018年度、2019年度にこの予算により公開講座及び公開講演会を開催し、本研究科の教育の特徴を学内外に発信することができた。

予算申請は、前年度中に当該年度分の予算申請を行い、それに基づき編成がなされるが、当該年度中にも予算申請を行うことが可能になっている（補正予算）。常任理事会等の機関による審議は必要であるが、年度途中の事業計画の変更や新たな事業計画の実施を予算面でも可能にする仕組みが設けられている。

2 特長及び課題等

1 特長

既存の大学院研究科とは異なる専門職大学院法務研究科という組織上の位置づけにふさわしい独自の管理運営の体制が構築されており、運営委員会での論点整理から教授会での審議・決定という仕組みが円滑に機能している。

教授会を中心とした教員組織が一丸となって法科大学院における教育活動等を遂行している点が、小規模な法科大学院ならではの特長である。

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において「第2類型(A)」に位置付けられ(2020年度)、審査結果を踏まえた補助金の配分率が85%となっていることにより、安定した補助金の配分を受けることができている。

学部費等に関する予算については、毎年本研究科の要望が概ね認められている。

2 課題等

入学者の減少に伴って、当法科大学院の予算規模が縮小する傾向にある。入学者を確保し、収入を増加・安定させることが求められている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1に係る状況)

当該法科大学院においては、以下のとおり、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（模擬法廷室）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

1 講義用教室、ゼミ室、法廷教室【解釈指針10-1-1-1】

当法科大学院が授業に使用する教室等は、下記の図書室、自習室、教員研究室、事務室と同様に、すべて車道校舎建物内に配置されている。

教室は、講義用教室（165名収容の大教室が3室、132名収容の中教室と88名収容の小教室がそれぞれ2室ずつ）、ゼミ用演習室（36名収容、8室）、法廷教室（42名収容、1室）と、パソコン教室（50名収容、35名収容がそれぞれ1室）が、用途に応じて使い分けられるようバランスよく用意されている。授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、講義用教室には、プロジェクター、スクリーン、無線及び有線LAN等が整備されている。裁判員裁判用の法廷に改修済みの法廷教室は、授業収録装置を備え、模擬法廷等を録画し、教材として利用できる。

講義用教室・演習室ともに、学生が各種の資料を広げ、参照しつつ授業を受け、また議論できるスペースを確保できるように、クラス定員以上の座席数を確保し、ゆとりを持たせている。

下記6のミーティングルームだけでなく、講義等に使用されていない教室も、事前に予約することで、法科大学院生の自主勉強会等に使用することができる。

2 自習室【解釈指針10-1-1-2】

下記3の「法科大学院図書室」内に、1人1席のキャレルデスク（全部で149席、法科大学院生専用）と個人ロッカーが設置されている。

キャレルデスクには、有線LAN及び無線LANが整備されている。無線LANに対応したノート型パソコンが全法科大学院生に無償で貸与されていることから、キャレルデスクは、学修の拠点として利用できる。法科大学院生は、自習室において、貸与パソコン等を使い、下記4のデータベースにアクセスするなどして、24時間いつでも、図書・資料・法令集・判例集の検索が可能である。

法科大学院図書室内には、検索用パソコン、コピー機、スキャナ、プリンタ、大型穴開け用パンチ、裁断機等も設置されており、法科大学院生が課題レポートや報告レジュメを

作成する際に利用されている。冬場には暖房に加え個人で利用できるよう湯たんぽの貸し出しができるようにも配慮されている。現在のところ、法科大学院生のプリンタ出力に枚数制限は設けられていない。

法科大学院図書室内には図書の自動貸出返却機が設置され、図書の貸出し、返却は、24時間いつでも可能である。また、受付カウンターも設置されている。このような自習室と図書室が一体化していることから、自習室と図書室との有機的連携が確保されている。

当法科大学院を修了しても、研究生として採用されれば、在学生と同様、キャレルデスクを自由に使用することができる。研究生の採用希望を出した者は、これまで全員が研究生として採用されている。

3 図書室【解釈指針10-1-1-3～4】

当法科大学院では、車道校舎5階に法科大学院生の自習室でもある「法科大学院図書室」（法科大学院専用）が設けられている。法科大学院図書室は、学生の教育・学修面での利便性を図るため、平日・休日を問わず年中無休で24時間利用することができる。必要な図書は、学内のすべての図書館から取り寄せ、借りることができる。2018年度の蔵書は、「法科大学院図書室」に22,315冊（和書20,282冊＋洋書2,033冊）と雑誌（和雑誌）68誌である。

法律基本科目の学修上頻繁に参照される書籍は、複数（2～5冊）配架され、貸出し中のために利用できないという状態が生じることのないように配慮されている。図書の購入希望も、随時受け付けられている。

また、名古屋校舎、豊橋校舎の図書館及び外部書庫の蔵書も利用することができる。取寄せの申込みの翌日には「車道図書室」に届き、貸出しを受けることができる。

本学の図書館は、東海地区大学図書館協議会に加盟しており、近隣大学図書館との資料の相互利用が可能な体制を整備しているのみならず、海外を含む学外機関との相互貸借・複写物取寄サービスを提供している。

また、オンラインによるOPAC検索、国内外の各種判例・法令データベース検索等のICT環境が整備されている。

図書館を適切に運営するため、専任職員に加え、契約職員と業務委託による司書職員を置いている。

全学組織である「図書館委員会」には、法科大学院の専任教員も委員として加わっており、法科大学院が管理に参画していない大学図書館等の利用方法等について、当法科大学院の意見・要望を受け付ける適切な機会が設けられている。

4 データベース

愛知大学図書館ホームページに掲載されている種々のオンライン・データベースにアクセスすることも可能（法律総合オンラインサービスWestlaw Internationalなど）であるほか、法科大学院生・法科大学院所属教員には、TKC教育研究支援システム（ロースクールライブラリ）のIDが各人に付与され、『最高裁判所判例解説』や『法学教室』の電子版等を24時間いつでも参照することが可能である。

5 最新のノート型パソコンの無償貸与

法科大学院生には1人1台ずつ最新のノート型パソコン（Let's Note）が無償で貸与され、学内外問わず利用することができる。

授業中の利用も可能で、予習・復習、授業中とフルに活用している院生も少なくない。

貸与パソコンを使って自由にインターネットを利用することができ、「ロー・ライブラリ」（愛知大学法科大学院教育研究支援システム）で法令・判例・学説・書籍等の検索をすることができる。メールを使用して、いつでも教員、学生に対して質問や連絡をすることもできる。また、貸与パソコンには、以下のソフトがインストールされている。

- ・Microsoft-Office Pro PLUS 2016 (Academic)
- ・Norton Anti-Virus
- ・ジャストシステム社 JL-Education Master
- ・有斐閣 法律法学用語変換辞書
- ・有斐閣 法律用語辞典 第4版
- ・LogoVista 電子辞典シリーズ ビジネスセット 2016

※2019年度貸与パソコンインストールソフト

6 研究室、共同研究室、講師控室【解釈指針10-1-1-5～6】

当法科大学院では、車道校舎6階に法務研究科長室、教員用個人研究室、共同研究室、教員用ラウンジ及びミーティングルーム（7室）が設けられている。

常勤の専任教員には、個室の個人研究室が用意されている。個人研究室・共同研究室には有線LAN及び無線LAN環境が整っている。

共同研究室には仕切りのついたデスクが配置され、デスクの周りをパーテーションで仕切るなど、個室性が確保する措置が講じられている。

兼任教員及び非常勤教員のための講師控室は、車道校舎11階にある。教員用にキャレルデスクを設置し、研究や講義の事前準備に利用できる。講師控室にはプリンタ、コピー機や各種辞書類も設置されている。

教員用ラウンジ、ミーティングルーム及び講師控室には応接セットや机イスが配置され、教員同士の打合せや教員と学生との面談に用いることができる。

7 教育支援システム

当法科大学院では、愛知大学の学習支援システム「LIVE CAMPUS」及びe-learningシステム「Moodle」を利用することにより、ネットワークを通じて法科大学院生に連絡事項を伝えたり、授業の教材を配付したりすることができる。

以上の教室（1）、自習室（2）、図書室（3）、教員研究室、共同研究室（6）は、当法科大学院の専用であるか、又は、当法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することのできる状況にある。【解釈指針10-1-1-7】

これらの施設は、当法科大学院の教員と学生のみが使用できるから、通常利用時及び緊急時に、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されているといえる。【解釈指針10-1-1-8】

2 特長及び課題等

1 特長

当法科大学院は、教育、学習、研究に必要な十分な設備及び機器を適切に配備している。特に、法律学の学習に適したソフトウェアをプリインストールした最新のノート型パソコンが全法科大学院生に貸与されていること、図書館と一体となったキャレルデスクを24時間利用できることが、法科大学院生の効果的・効率的学修を支えている。また、少人数教育を実践している当法科大学院では、各授業の受講者数が少ないため、通常の授業を行う上で設備面での支障も全くない。

ソフト面では、貸与パソコン等を使った、教員間、学生間、教員と学生間のメールによるコミュニケーションがさかんである。また、情報メディアセンターのヘルプデスクが設けられており、学習に支障が生じないようにサポートを行っている。法情報へのアクセスのサポート体制も万全である。

2 課題等

潤沢ではない法科大学院図書予算の枠内で、利用者の収蔵リクエストに応えつつ、蔵書の充実を図っているが、ユーザーのあらゆるリクエストには対応できない問題を抱えている。法律書に関する専門知識を有する図書スタッフの一層の充実も急がれる。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1に係る状況）

当法科大学院では、法科大学院としての教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自己点検及び評価を実施するための体制として、法務研究科教授会内部委員会の自己評価・FD委員会と全学的な内部質保証に取り組む自己点検・内部質保証委員会を整備している。この自己評価・FD委員会と自己点検・内部質保証委員会は、教育内容及び方法の自己評価及びその改善や向上を図ることを目的とし、自己評価・FD活動の具体的な実施を担当している。自己評価・FD委員会の委員は、7名の専任教員で構成されている。自己点検・内部質保証委員会には法科大学院から1名の専任教員が委員として選任され、愛知大学全学の自己点検・評価に携わっている。【解釈指針11-1-1-1】

愛知大学法科大学院自己評価・FD委員会規程の第3条では、活動内容として下記の活動を規定している。

- ①全学的な自己評価委員会及びFD委員会との連絡及び調整
- ②法科大学院の自己評価活動
- ③法曹教育に関するFD活動の情報・資料の収集及び広報活動
- ④法曹教育の実情などの視察
- ⑤授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の開催
- ⑥教材の選定及び作成
- ⑦学生による授業評価及び教員相互による評価（ピアレビュー）の実施
- ⑧その他、法曹教育の発展のための諸活動

教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況等については、適宜自己評価・FD委員会で論点を整理した上、全専任教員が参加するFD協議会や教授会での議論にかけられ、その都度自己点検・評価が行われている。また、修了者の進路及び活動状況については、可能な限り大学院事務課車道事務室において把握する体制をとるとともに、全教員の情報を集中するようしており、教授会内部に設けられた修了生・準修了生総合支援チームや弁護士法人との連携チームにおいても、具体的な状況を把握して必要な対策を講じるようしており、これらの情報収集、対策・検討の状況は、適宜教授会に報告され、自己点検・評価がなされている。

【解釈指針11-1-1-2】

当法科大学院では、全学的に取り組まれている自己点検・評価の項目について毎年、点検・評価を実施している。具体的には、FD委員会ないし運営委員会で自己点検・評価（案）を作成し、教授会で審議している。そして、その結果を踏まえて、FD委員会、FD協議会あるいは教授会の各内部委員会において、問題点の改善に取り組んでいる。なお、全学的に取り組まれている自己点検・評価の項目は、大学基準協会の評価基準に準拠したものであり、解釈指針11-1-1-2に掲げられた7項目を含んでいる。【解釈指針11-1-1-2】

また、5年ごとの認証評価が行われる中間地点において、外部評価委員による外部評価を5年ごとに実施している。これまでに行われた外部評価としては、2014年度に2名の外部評価委員に委嘱して行われたものがある。このときは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めた評価基準に基づいて当法科大学院教授会が作成した自己評価書の点検・審査、及び現地を訪問した視察調査をしていただき、貴重な参考意見を頂戴することができた。【解釈指針11-1-1-4】

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1 に示された (1) ～ (12) の各項目の当法科大学院の教育活動等に関する重要事項については、ホームページ、ガイドブック、パンフレットや愛知大学通信等を通じて、毎年度適切に情報公開している。

【解釈指針 11 - 2 - 1 - 1 ～ 2】

情報の公開に当たっては、文字だけではなく、図表・イラスト・概念図・写真を適宜使用し、社会が正しく当法科大学院を理解できるように工夫している。また、在学生や修了生のインタビューもパンフレットに掲載し、情報公開している。パンフレットなどの印刷物については、具体的には、下記の方法にて社会に周知している。

- (1) 自己点検・評価年次報告書は、愛知大学公式ホームページに掲載して公表
- (2) 当法科大学院主催の進学相談会及び新聞社主催の進学相談会において、パンフレットの配布ならびに使命・目的・教育目標を来場者に対して教職員より説明
- (3) ホームページ等からの資料請求により資料を配布
- (4) 大学構内設置のラックにパンフレットを置き配布
- (5) 雑誌等での広報

また、教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の業績についても、愛知大学公式ホームページ「愛知大学研究者情報データベース」にて公開するとともに、自己点検についてもホームページで公開している。【解釈指針 11 - 2 - 1 - 3】

基準 11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11-2-2に係る状況)

当法科大学院の設置準備に係る資料、学期末定期試験問題、学生の答案、授業評価アンケート、授業参観報告書など教育活動等に係る資料、情報などは、大学院事務課車道事務室、法務研究科教授会内部委員会等が調査、収集を行い、大学院事務課車道事務室の金庫、キャビネット及び倉庫に保管している。文書の保存については、文書保存管理規程で規定された種別に応じた保存期間に従い保管している。【解釈指針11-2-2-1～2】

2 特長及び課題等

1 特長

情報の公開は、ウェブサイト上のホームページ、パンフレット、法科大学院募集要項等において適切になされている。2018 年度よりホームページの管理方法を変更し、これまでは業者に依頼していた大がかりな改変も自力で行えるようになった。

更新の頻度は高くなっており、できるだけ早く正しい情報を提供できている。

資料の保管も、文書保存規程に基づき整理されて保存しており、いつでも必要な資料が取り出せるようになっている。

2 課題等

毎年行っている自己点検・評価は、5 年ごとの認証評価及び外部評価に比べると、かなり簡易なものになっている。これをできる限り詳細なものにして、内容を充実させていくことを検討している。外部評価は、5 年に 1 回実施することになっている詳細かつ全面的な評価とは別に、もう少し簡易に外部評価委員の意見を聞くことのできる機会を設けることを検討したい。